

平成27年白老町議会予算等審査特別委員会会議録（第3号）

平成27年 3月18日（水曜日）

開 会 午前10時00分

散 会 午後 4時43分

○出席議員（13名）

委員長	小 西 秀 延 君	副委員長	山 田 和 子 君
委員	氏 家 裕 治 君	委員	吉 田 和 子 君
委員	斎 藤 征 信 君	委員	大 淵 紀 夫 君
委員	松 田 謙 吾 君	委員	西 田 祐 子 君
委員	広 地 紀 彰 君	委員	吉 谷 一 孝 君
委員	本 間 広 朗 君	委員	前 田 博 之 君
委員	及 川 保 君	議長	山 本 浩 平 君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	戸 田 安 彦 君
副	町 長	白 崎 浩 司 君
教 育	長	古 俣 博 之 君
理	事	山 本 誠 君
総 合 行 政 局 長		岩 城 達 己 君
財 政 担 当 課 長		安 達 義 孝 君
企 画 担 当 課 長		高 橋 裕 明 君
総合行政局財政担当主査		富 川 英 孝 君
総 務 課 長		大 黒 克 己 君
総務課交通防災担当課長		畑 田 正 明 君
総 務 課 主 幹		下 川 勇 生 君
産 業 経 済 課 長		石 井 和 彦 君
産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長		本 間 力 君
産業経済課港湾担当課長		赤 城 雅 也 君
建 設 課 長		岩 崎 勉 君
建 設 課 主 幹		後 藤 田 久 雄 君

建設課主査	鈴木司君
会計課長	熊倉博幸君
教育課長	高尾利弘君
仮称食育防災センター開設準備担当課長	葛西吉孝君
教育課指導主事	柴田政人君
教育課主幹	岩本寿彦君
子ども課長	坂東雄志君
子ども課主幹	渡辺博子君
病院事務長	野宮淳史君
消防長	中村諭君
消防本部主幹	早弓格君
代表監査委員	菅原道幸君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	岡村幸男君
主幹	本間弘樹君

◎再開の宣告

○委員長（小西秀延君） ただいまから予算等審査特別委員会を再開いたします。
本日の開議を開きます。

（午前10時00分）

◎議案第9号 平成27年度白老町一般会計予算

○委員長（小西秀延君） 議案第9号 平成27年度白老町一般会計予算を議題に供します。

昨日に引き続き質疑を続けます。予算書212ページをお開きください。予算書212ページから223ページまでの労働費及び農林水産業費全般についてであります。質疑があります方はどうぞ。

14番、及川保委員。

○14番（及川 保君） 1点だけお聞きしたいなと思います。216ページ6款農林水産業費の中の3目農業振興費であります。ここには載っていないのですが、昨年度まで経常費として実施されてきた町民ふるさと農園管理経費、これ毎年経常事業として実施されてきたわけですが、今回見あたりません。さまざまな議論も今までしてきた中で、昨年度のこの予算委員会の中で土地の所有者の事情があって難しい状況の中で、今代替地を探しているよと。このようなお話がありました。昨年度は実施されたのですが、今回ここに載っていないということは廃止になったのかということが1点。

まちづくりとして非常に重要な位置づけの中で経常費として実施されてきた事業なのだと思うのです。そのあたりの考え方も含めて、これまでの経緯もどようになったのかというのを含めてお聞きしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 石井産業経済課長。

○産業経済課長（石井和彦君） ただいまの及川委員のご質問でございますけれども、町民農園につきましては去年の予算審議の中でも、代替地等ということでお話をさせていただいておりました。代替地等もいろいろと結構な数を、町有地を検討したのですが、なかなか適した場所がないという状況もありまして、なおかつここができそうだなという場所もあったのですが、開墾するとか耕すというような状況になるものですから、経費も非常にかかるというような状況になってございます。非常に経費がかかるということもありまして、財政的なこともありますものから、なかなかそこには至っていないという状況にはなっております。今廃止したという形にはなっておりません。今代替地等も探しているのですが、適した土地と合わせて、これから使う関係の方ともお話をしていかなければうまく進まないのかなというふうに考えてございます。そのようなことで廃止という状況にはなっていないという状況になってございます。

○委員長（小西秀延君） 14番、及川保委員。

○14番（及川 保君） この事業は前町長が選挙公約に掲げて出たはずで、それで議会の中でもいろいろ議論はあったのですが、まちづくりの一環として実施していくと。こういう中で昨年度まで実施してきたわけですが、今課長の答弁だとこれは廃止ではなくて、今後引き続きやっていく

という考え方の中で今代替地を探していると、こういうことでよろしいのですか。代替地が見つからないから今とりあえず今回の来年度予算については計上されていないと。こういうようなことなのですね。この事業そのものは先ほどお話したとおりのだけけれども、町民のみなさんの中に利用された方々の中にも野菜つくろうと思って行ってもまず土地をつくっていかないといけないと。ようやくいい土地になったなという中で野菜もいいものをようやく獲れるようになったと喜んでいた方もあったものですから、今回これ載っていないということになると廃止になったのかなどの思いで非常にこれ残念なことだなというふうに思っていたものですから、ただ水道を掘って費用をかけていた関係もあって、今後またさらに代替地を見つけていくとなるとまたそれなりの費用がかかってくるのではないかなと思うのだけれども、そのあたりも含めて予算の部分でも廃止ではなくて今後もやっていくという考えなのかどうか、そこだけ確認しておきます。

○委員長（小西秀延君） 石井産業経済課長。

○産業経済課長（石井和彦君） ただいまの質問でございますけれども、基本的に土地等を町有地を探して、私のほうでもどのくらい経費に係るか概算で出してみたのですが開墾です。砂利とか石とかが入っているものですから、きれいな農地のような状況になっていないものですから、そういうようなところを開墾する場面には200万円ぐらいの開墾費用に係るということになります。それからすぐそばに河川等があって水が使えるような状況であれば、そこから水を持ってきて汲んで自分でやるという形もきるのですけれども、全くないような状況であれば今言ったような形の水道とか、そういうものを引くことになると何十万円というお金に係るという状況が出てくると思います。そのような状況を踏まえながら実際的にはできるところが本当にあるのかどうかというところを検討している最中でございます。そのところも視野に入れながら今後どういう形でできるかということを考えていきたいなというふうに考えでございます。

○委員長（小西秀延君） 14番、及川保委員。

○14番（及川 保君） せっかくやる事業が途中でやめて、やめるというような状況は、まだやめていないと言っているのだけれど今の課長の話を聞くと難しい。また多額の費用が係って難しいような話なのです。そういう安易にこのようなさまざまな事業をやるのだけれども、例えば土地を借りてまちの事業をやるなどとはどう考えてもおかしいのです。一般の町民から考えたらまちがさまざまな土地が、町有地があっただけで安易に土地を借りて結局はこのような事態になる。相手があるわけだから相手の都合によって変わるわけです。こういう事業をやるからには将来の見通しもきちんと立てた中で事業を組み立てていくというのは筋ではないですか。町民の中からもそういった意見が出ているのです。今回財政の厳しい状況の中でまだやめてはいないとは言っているのだけれど、この事業やめるということにしかたらないのではない。このあたりの考えも含めて、将来像も含めて考え方をお聞きしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 石井産業経済課長。

○産業経済課長（石井和彦君） ただいまのご質問でございますけれども、基本的に町有地ということで私のほうでは考えてございました。ほかのところの民有地を借りてやるという考え方ではなかなか難しいのかなというふうに思っております。その中で先ほど説明したとおりいろいろな経

費に係るということがございます。今回今まで使っていたところは、今回の財政健全化計画の中でもしっかりと経費等も係っているという状況でございますので、一応のっとして今回についてはそのところ使用はしないという形にしております。方法としては、一つには町有地がたくさんと何カ所かあるのですけれども、その中で町民農園という形にするのか、それとは特別な形にするのかということもございますけれども、その中で借りるということは使わないという町有地があってそこを借りるということは可能だというふうに私は考えてございます。そこら辺等も含めまして今後そのような形でできるような形をとれるものであればとっていきいたいというふうに考えてございます。

○委員長（小西秀延君） 8番、広地紀彰委員。

○8番（広地紀彰君） 217ページ次農林水産業費の（5）北海道青年就農給付金事業についてなのですが、これ確か就農者1人当たり数年にわたってやっていく事業だと。これ数年一貫して150万円程度の予算計上されているのですけれども、これで実人数のほうを押さえているのでしょうか。

それとあと223ページの栽培管理型漁業推進事業について、これは私は一貫して栽培漁業推進すべきという立場で質問してきたのですけれども、アワビの稚貝のほうは4割ほど削減され稚貝のほうの数減っているのですがこのあたりの影響がないのかどうか、またこれの経緯について例えばホッキガイのように例えば稚貝が手に入らないとか、そういう課題があつてのこういうことになったのかどうかその経緯について伺います。

○委員長（小西秀延君） 石井産業経済課長。

○産業経済課長（石井和彦君） まず1点目の青年給付金の関係でございますけれども、こちらにつきましては今現実に給付されている方は4名の方が給付されているという方になります。中身につきましては肉用牛を飼われている方が1名と、野菜等の作付をしている方が3名という状況になってございます。

2点目のアワビの関係でございますけれども、こちらにつきましては種苗等の放流を大体虎杖浜地区と社台地区に分けてございます。3,000個ずつ分けて種苗しているという状況になってございます。実際には検証中なものでございますので、その整備状況それから環境状況等どのような形で変化していった生育が成長するのかということが、今検証をしている最中という事業でございますので、大体そのくらいの種苗の数で見えていこうという形になっています。

○委員長（小西秀延君） 8番、広地紀彰委員。

○委員（広地紀彰君） わかりました。現在、実人数のほうも押さえられているということも理解できました。ただこの部分現在も就農されているということでもよろしかったでしょうか。また、今回4名の方が就農され大変喜ばしいのですが、この就農の経路、例えば誰かに勧奨されているとか、まち側から働きかけを行ったのかどうか、その就農の勧奨の経路について更に質問させていただきます。

あと栽培型漁業についても1答目はわかりました。これアワビの稚貝というのは検証の経緯なので増減があるという形で押さえましたが、これについては漁組の潜水部会等で協議がすすんでいるという形で理解していいのかどうか。

関連してビノス貝被害、毎年駆除されていまして漁業者も大変だという話は聞いているのですが、これビノス貝の事業化、登別の事業差さんで煮付けたりして事業で製品化しているのですが、詳しく聞いたのですが、きちんとした形で事業ベースにはなっていないようなのですがこの辺の実態については、どのように情報が入ってきていますでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 石井産業経済課長。

○産業経済課長（石井和彦君） 1点目の青年給付金の関係でございますけれども、こちらにつきましては役場が全く関与していないということではないのですが、基本的に肉用牛を飼われている方につきましてはもともと違う仕事についていたのですが、親が肉用牛を飼っていたというのがありましてこちらのほうを継承していったという形の経緯でございます。

畑作のほうにつきましては、1件につきましては自分たちも若い年代の45歳までの限定がありますので、若い年代の方3名の方が白老町の中でなるべく土地に化学肥料、農薬等を撒かないというような形のものをつくりたいということでこちらのほうに見えまして、社台地区のほうでやっているのが一つございます。あと2人につきましては、これ農業関係の仕事についておりまして、そこから新しく2名の方が畑作等をしているという状況になってございます。

それからアワビのほうにつきましては潜水部会とも十分話をしていきながら事業を進めているという状況になってございます。ビノス貝のほうにつきましては、これは実際には加工するのですが、加工するときの歩留まりが1割程度しかないというような貝なものですから、なかなか難しいのとそれから貝殻が非常に硬くてそれを処理するのに大変だというところがございます。それでこちらにつきましては、ビノス貝はある程度獲ったものにつきましてはロットがたまった段階で、海外のほう、韓国のほうハマグリのような形で食されているというようなこともございまして、ある程度の数量ができれば海外のほうに送っているという状況になってございます。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。

12番、本間広朗委員。

○12番（本間広朗君） 223ページ栽培資源管理型、広地委員と同じような質問になるかと思いますが、確認の意味を込めて質問したいと思います。

マツカワ放流、これ50万円かけて毎年放流しています。値段も大体わかっているつもりです。なかなかキロ当たりの値段が上がらないというのも一つのネックと、町内でマツカワをいろいろそういう食材王国ではないですが、そういうところで見える機会も余りないのでぜひそういう機会があったらということで、漁業専門委員として終わってこれ200万円減額されていますけれど、ここに水産資源増殖試験事業というのがあるのですが、これ本当に少ない金額になっているのですが、今まで漁業専門員はそういう指導をしながら、増殖事業に努めてきたと思いますけれど、例えばナマコのそういう事業もやっていたと思うのですが、この方がいなくなったことでその事業というのはどこで受け継がれていくのか。今後いろいろなアワビとかそういう同じような放流事業、ウニ・アワビなどいろいろなものがこれから出てくるとは思いますけれど、ウニ・アワビのそういう事業も事業が終わったということですが、今後そういう事業を続けていかれるものなのか、漁組でやるのか、どのようなところでやるのかその辺お聞きします。

○委員長（小西秀延君） 石井産業経済課長。

○産業経済課長（石井和彦君） ただいまの本間委員のご質問でございますけれども、栽培漁業につきましては漁業専門員は今年度をもちまして終了という形になります。今までその漁業専門員が行ってきた指導等がしっかりと漁業者それから組合員等に受け継がれて行っているというふうに私は捉えてございます。

ウニ・アワビ等それからナマコもでございますけれども、既にナマコ等につきましては指導所と、水産試験場と連携をしていながら漁業者自体が採卵等を行って、種苗を放流しているという状況もありますし、いろんな形で指導所、栽培公社等も含めまして事業等に関係をしていただいておりますので、今の段階では漁業専門員の方が培ったノウハウについてはそれぞれ継承されているというふうに私は捉えてございます。

マツカワは漁獲量等大きな変動はないのですけれども、価格がちょっと去年から比べると少し100円程度上がったかなというぐらいの価格でございます。実際にはこちらにつきましては全道的なものもあるのですけれども、実際的には伊達を基準にして栽培漁業をやっているのですけれども、各地区で放流をしているのですが、えりもから函館方面に向かってえりも以西というところで協議会をつくってやっているのですが、実際とれるところが放流をしても、白老で6万尾7万尾と放流した場合その分が何年か後にとれるかと状況が、実際には追跡調査はしてございませんが、大体とれるところが苫小牧から向こうのほう、えりものほうに向かって多くとれるというのが現状でございます。実際その産卵場所も水産試験場に調べていただいております、実際には産卵するものは茨城沖まで行って産卵をするという状況があるということでこれは確認されてございます。その中で戻ってくるのですけれども、基本的にその途中で、向こうのほうも漁業をやっていますので底びき網とかいろいろやっておりますので、いくらかとられるということもあるのかなというふうには思っております。実際に本当に、伊達とかあれだけ拠点を持ってやっているのですが、とれる量は白老よりはるかに少ないというのが現状でございます。

○委員長（小西秀延君） 12番、本間広朗委員。

○12番（本間広朗君） いわゆる増殖事業今年度で終わっているのですけれども、先日可決された白老町過疎地域自立促進市町村計画の中に、この栽培技術の開発というかそれを向上させるとなっているのです。ですから、本当にこれが漁業をやっている人ができるのか、やるのか、漁組の人がやるのか。果たしてその人たちだけでこれからやっていけるのかどうかということと、放流事業だったら種苗を買ってきて放流するだけならいいのですけれども、開発とかそういうことを、養殖まではしないかもしれないですけど、そういう事業をしていくとなるとなかなかちょっと難しいのではないかなと思います。確認というか先ほどちょっとアワビのことも出ていたのですが、26年度3,000粒から1,600に減ったということも言っていたと思います。2カ所に例えば3,000粒がそのまま手に入ったとしたら、3,000粒が2カ所に放流するというのでいいのでしょうか。ことしの状況はどうなのかちゃんと3,000粒、2カ所で6,000粒が手に入ったのかどうか。

あと一つちょっとこれどうかわからないのですけれども、いわゆる今マツカワというのはえりも以西からずっとこちらのほうまであるのですけれども、これ多分漁組のほうでそういう取り組みとして

やっている。マツカワは太平洋、ヒラメは日本海で放流しています。ヒラメとマツカワを交互に放流するという事は考えられないのか。漁組の取り組みもあろうかと思えますけれど、そういうどちらかというヒラメは成長も速くて9年くらいの成魚になれば結構な大きさにもなるし、60か70センチぐらいになるし、同じ9年でもマツカワは確か50センチ以下ぐらいなのです。なので名前もヒラメは通っているし、そちらのほうが有効なのかなど。ただそういう取り決めがあるのだったらですけど、ないのならこの海でもヒラメはいないことはないのです、そういうことは今答弁できないと思えますけれどそういうことも考えられるかと思えます。その辺のところを質問してこれだけで終わります。

○委員長（小西秀延君） 石井産業経済課長。

○産業経済課長（石井和彦君） ただいまの質問でございますけれども、基本的には栽培漁業等の事業につきましては、先ほどもちょっと申しますけれどもナマコ等につきましては指導員の指導を受けながらきちっと継承されているという状況でございます、なおかつ水産試験場それから栽培コンサルタント等の関係する方も、こちらのほうに種苗の放流とかナマコの採卵をするときにはきていただいて、漁業者と組合も含めまして事業を行っているという状況になってございますので、今後もそのような状況の中で事業を進めていく方向で考えてございます。基本的にはそちらのほうにつきましてもしっかりと栽培漁業がこれからも受け継がれてくのかなというふうに捉えてございます。

アワビにつきましては、実際にことは3,000粒ずつ虎杖浜と白老の地区に放流をするという形になってございます。そのような形で今事業を進めておりますので、去年虎杖浜も試験的に獲ってございますけれども、ことしから白老地区もその状況を見ながらとっていくという形を取るというふうには聞いてございます。

それからマツカワの関係でございますけれども、こちらにつきましてはですね非常に、私のほうからなかなか言えないのですが、実際に道のほうではマツカワとヒラメについては区別をしているようでございます。ヒラメについては日本海側のほうを主流に放流をしているという状況でございます。マツカワにつきましてはこちらの太平洋側を主流に放流をしているという状況でございます。ただマツカワにつきましてはえりも以西だけではなくて、えりも以東のほうに稚魚を売りまして、こちらのほうでも約10万尾ぐらい稚魚を売って放流をしているという状況もありますけれども、基本的には道のほうの考え方としてはマツカワのほうとそれからヒラメについてはそれぞれ区分をして放流をしているという状況に私は聞いております。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑お持ちの方。

7番、西田祐子委員。

○7番（西田祐子君） 私も今の関係でちょっとお伺いしたかったのですが、先ほども本間委員が言っていましたけれど、過疎地自立促進市町村計画の中に漁業専門員を配置すると書いてあるのですが、なぜ今年度は先ほどの説明だけだったら、本当にいらぬのかどうなのかということがまだちょっと疑問に感じますので、いらなくなった理由というのがよくわからない。これから先も水揚げ量や水揚げ額の向上ということを考えてときに、今いる専門員の方が都合が悪いか

らできないということなのか、それとも今後はもうそのようなものは必要ないという考え方で予算が入っていないのか、そこをひとつ伺いしたいと思います。

それともう1つ、今登別漁港は確か工事しておりますけれども、もう大分終わって今度白老側、虎杖浜側の工事があるというふうに聞いていましたけれども、今現在どのような状況まで工事が進んでいてまた今年度はどのようなところをやるのか、町の予算には入っていないのですけれども白老のいぶり中央漁協の本拠地のあの場所で随分大規模な工事をしていると思うものですから、教えていただければと思います。

○委員長（小西秀延君） 石井産業経済課長。

○産業経済課長（石井和彦君） 今のご質問でございますけれども、漁業専門員につきましては基本的に10年一区切りということの当初の計画でありました。数年前から組合とそれから登別市・白老町含めてどうするかということを検討してまいりました。ご本人のほうにも確認をさせていただきまして、中に入らせていただいているいろいろとお話を聞きながら今後どのような形で進めていくかということも検討してございました。その中で今の現状では指導員がきちっと栽培漁業等、それから資源の管理等も漁業者それから組合等にしっかりと情報を流していただきまして、指導していただきましてある程度成果が見えた段階になってございましたので、組合ともお話をしていきながらこれについては10年を一区切りということですので、今回の26年度を持って終了させていただくという形を取らせてもらいました。今後またそのような状況が漁業者それから組合等のほうからも、もしそのような状況が出てくればまた協議をするという形を取りたいなというふうには考えてございます。

それと登別漁港の関係でございますけれども、登別漁港につきまして今ちょっと新港のほうのほうの突端のほうに静穏度を保つために60メートルくらいの岸壁をつくったのですが、平成27年度で旧港区のほうに入りまして、旧港区のちょうど元の荷捌所の目の前くらいのところを、ちょっと出ている岸壁があるのですけれども、そのところを修復していきながら周りも修復してという形になってございますが、この事業につきましてはまだ9年ぐらありますので、その中で全部の事業を完了していくように開発局のほうから私は聞いてございます。

ちょうどあそこ境が白老と登別と一緒にございましてけれども、白老についてはことしは手をつけないという形になると思います。進め方も荷捌所がありまして基本的に登別側のほうに手をつけて、それから白老側に手をつけるという形なろうと思います。

○委員長（小西秀延君） 7番、西田祐子委員。

○7番（西田祐子君） 漁業専門員は10年一区切りということなのでということなのすけれども、私はできれば、白老町のいぶり中央漁協にやっぱりこれから先も特に若い人たちが随分、漁業に携わっている方が最近ふえています。そういうのを見るとこれから先も必要があればではなく、漁業専門員の方を継続して、そしてやっていくべきなのだろうと。私はこれだけ成果が上がったということ踏まえるとこれだけでもういいのかと。また新しい展開というものも5年後10年後の先を見据えた中でぜひやっていってほしいなと思うのが一つです。

それと登別漁港のほうの関係なのですけれども、後で結構ですから議会のほうの議員に簡単な図

面とかあったら配布していただければ、本年度着工する部分とか教えていただければありがたいかなと思います。

先ほど聞くの忘れたのですが、クッタラ湖のところのチップを放流していましたが、今はどういう状態になっているか、今後もうやる予定がないのかどうなのかその辺お伺いします。

○委員長（小西秀延君） 石井産業経済課長。

○産業経済課長（石井和彦君） ただいまのご質問でございますけれども、漁業専門員につきましては西田委員が言われるとおりに必要ないというわけではないですけれども、基本的にある程度の成果が出たということで今年度の10年ぐらいで区切ろうということで考えてございます。その中でこれから漁業者とそれから漁組等含めまして、いろんな形で問題点が起きてきてそれを解決するとか、それから新しいものの栽培に向けていくということも含めた、今後考えないことはないとは私は捉えておりますし、それにつきまして漁組ともきちっと協議をしながら進めていきたいなというふうに考えてございます。

あと漁港の関係の図面はある程度、ことしの分はまだいただけていないのですけれども、いただきましたら皆様のほうに配布したいというふうに考えてございます。

クッタラ湖につきまして、毎年漁組のほうで試験的にとっているのですが、15センチぐらいの大きさのチップしかないものですから、こちらにつきましてチップを解禁して釣というのはあるのですが、これは一切してないという状況になってございます。なかなか周りの水がきれいすぎて餌がないので大きく育たないというのが現状でございます。

○委員長（小西秀延君） ほか質疑をお持ちの方。

15番、山本議長。

○議長（山本浩平君） 先ほどの及川委員がちょっと質問されたふるさと農園の関係なのですが、課長のお答えがよく聞いていて理解できなかったのです。今定例会も各事業所ですとかあるはいろいろな一般の方々にインターネット等でこの中継を聞いている方々もたくさんいるのですけれども、ふるさと農園の政策自体を継続的に実際町として、行政としてやる気持ちがあるのか、それともこれはもういろいろやって数年やりましたけれども、その民有地等々の問題でその民有地の方の意向で、土地を返上しなければならなくなったから一旦やめましたよということで、今回これ予算上計上していないということは、私はこれ一旦事業としては廃止なのかなと思うのです。ところが答えとしては、先ほどの答弁としてはいやいや廃止ではありませんと、そして今までは民有地だったけれども、町有地で今検討しているし探していますよというような答弁でした。しかしながら、実際やるとすれば土の入れかえや給水整備等々で約250万近くかかるのではないかと、200万円プラス数10万円かかりますという話です。ですから、これ聞いていると本当に町として継続してやるつもりがあるのであれば、今年度は探して来年から始めますよとか、そういう前向きな答弁なら理解できるのだけでも、聞いているとこれはやはり一旦廃止ではないのかというふうに受け取れるのです。私どちらがいいかと言っているのではないのです。

例えばこれが高齢者の生きがいづくり、あるいは予防医療の観点からこれは町としては大変必要な政策なのだと、だからこれは今土地のほうは見つけるのにいろいろ苦労しているけれども、やる

べきことなんだだから前向きにやりますよということなのか、いやいやそれそうではなくて今これはいろいろ数年やったけれどもいろいろな諸問題もあったし、一旦これは廃止して懸案事項の例えば子供の医療費の無料化だとか、あるいはきのうもデマンドバス等々のご質問ありましたけれど、ほかのほうに予算的に振り分けなければならないから一旦廃止するものなのだという、どちらかはっきりしたような答えではないと今のこの先ほどの答弁を聞いていると、廃止なのかそうではないのかというのが何か聞いている人はわからない。特にこのこういうこと期待している、実際に町民農園に参画をされていた町民の方々が聞いていると、期待していいものなのか、これは数年でできないものなのかよくわからないのです。明確にちょっとその辺のところ町としての考え方を答えていただきたいと思います。聞いていてよくわからない。

○委員長（小西秀延君） 石井産業経済課長。

○産業経済課長（石井和彦君） 今の議長のご質問でございますけれども、基本的には町民農園自体は今のやっている現状では、今のところはもう使わないという現状で取り進めてございます。すでにそのところは撤去も終わりましたご本人にお返しをしたという形になってございます。

今議長が言われたとおり高齢者の生きがい対策とかいろいろなことを考えていきますと、基本的には全くやらない方向でいくというのもどうかなというふうに私は思っております。ただし今の現状を考えていきますと難しい諸問題がいろいろあるものですから、現時的にその土地が白老町の町有地を見つけても経費に係るということもあります。ただしそれについては使用される方と協議をしていきながら、その分の負担もできるというような形であれば、応分の負担をしていただけるということであれば、町民農園という形をとるのか、それともまだ違う形をとるのかということはありませんけれども、それについては全くこれからやらないのだという方向性ではないと私は考えてございます。

○委員長（小西秀延君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 大変申しわけないのですけれども、担当課長の答弁が今ご指摘のとおりどちらかというような、迷うような答えになったのかなということと、これはちょっと内部的ですけれども、責任ある立場で答弁していますのでこれは内部の話になりますけれども、私は思いますという答弁はこれはあり得ないと。担当課長としてやっぱり答えてもらいたかったというのが実感です。

本題に入りますけれども、担当のほうからは昨年来このふるさと農園の取り扱いにということで、昨年も予算議会の中で説明させてもらっています。その後代替ということでいろいろ当たってきたと。私どもも説明を受けている部分としては非常に代替の土地を町有地含めて検討したけれどなかなか適地がないということと、あわせて先ほど経費の問題もお話しましたがけれども、その部分についても非常に難しいと、経費をこれからかけるというのは難しいというようなことで、この事業については次年度以降実施するのは非常に難しいということで廃止ということで報告を受けています。ただ今担当課長は思いとして、やはり事業を実施したときの思いとしては生きがいづくりだということでは、気持ちは多分あるということでの発言だったと思うのですけれども、今年一年かけてできないということは、適地がないということなのでこれはちょっと難しいというふうないう押

さえております。

○委員長（小西秀延君） 15番、山本浩平議長。

○議長（山本浩平君） 今副町長がおっしゃった答弁が適切な答弁だというふうに思うわけなので。最後におっしゃいましたけれども、もし本当に事業として継続することであれば昨年のうちにいろいろ検討して予算化されているわけです。当初民有地だったのだから、それを町有地で今探してという話になっていたわけなのだから、それは聞いている人が聞いたら積極的なのかな、しかしながら予算計上上なかなかないろいろな問題があるから難しい。期待をしてしまうのでできないものははっきりできないと、明確に答えられるものはこういう予算委員会ですからしっかりとした答えをこの場で出さないと、聞いている議員そして町民が迷いますのでその辺のところしっかりと答弁いただきたいというふうに思います。結構でございます。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

5款労務費及び6款農林水産業費の質疑を終了いたします。

続きまして、7款商工費に入ります。224ページから233ページまでの商工費全般についてであります。質疑のあります方はどうぞ。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

以上をもちまして、7款商工費の質疑については終了させていただきます。

続きまして、8款土木費に入ります。234ページ1項土木管理費、1目土木総務費から245ページ3項河川費、3目排水対策費まで。質疑のあります方はどうぞ。

5番、松田謙吾委員

○5番（松田謙吾君） 土木費に関連してお伺いしますが、ことしは雪がこのように降らなくてよかった。まちの予算も助かったと思うのですが、一方では除雪業者と保障の契約をしているという話があるようなのですが、どのような契約をしているのかその金額がいくらくらいになるのか。それだけお聞きしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 岩崎建設課長

○建設課長（岩崎 勉君） 除雪の最低保証についてでございます。それについては25時間分を最低保証してございます。その金額につきましては、2,700万円ほどあります。その中で通常でいくと重機が足りないものですから1台半年レンタルすると。それについては大体200万円くらいかかっていると。大体2,500万円くらいで一応人力とか融雪剤そういうものも含めてかかっているという形でございます。

○委員長（小西秀延君） 5番、松田謙吾委員。

○5番（松田謙吾君） わかりました。私は去年の25年度は1,800万円の記憶があるのです。

そういうところからいくと、雪が一つも降らなくても2,700万円、これは得した損したの問題これを抜きにして、例年どおり契約していたら700万円儲かったのということの一つなのですが、

保証も大事なことなのです。私はどのような契約の仕方をしたという話をしたのですが、確かに除雪重機が足りなくて私の記憶では確か41台の記憶があるのですが、この契約の仕方も白老の建設協会に入っていて重機を持っている方が何台もあるこの方々は丸儲け。建設協会以外の方々がリースを持ってきて除雪の委託をまちから指定されて待っている方々、これらの方も絶対保証しなければならないです。除雪のためにリースしてきているわけだから、だから私はその辺の考え方をもうちょっと変えたほうがいいのかなど、ということはこの除雪車ショベルカーやそういうもの持っているなおかつまちの仕事を何千万円単位か億単位かわからないけども、そのぐらいしている方々は重機があれば当然、タダとは言わないけれど手伝わなければならないわけです。人も働いているから。そういうのとリースで借りている方々とちょっと2段階に分けるのも一つの方法だと思うのです。ですから一律全部同じにやるのではなく、やっぱりこの建設土木にかかわっている業者は除雪を手伝うのは当たり前なのです。無ければもうけもの、こういう分け方というのは私は一考あるのではないかと思うのですが、その辺どうですか。

○委員長（小西秀延君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 今ご質問でございます。それにつきましては、町内である程度重機を持っている方について今除雪の契約をしているという形で、ほとんどリースしている方は今契約しないという状況です。足りない分を役場のほうで1台リースしていくという状況でございます。その中で今回最低保証制度を設けたのは、今土木の業者さんも重機を持たないで工事のときにリースするとか、そういうのが多くなってきております。ことからいってちょっと除雪重機が少なくなってきたということがありますので、最低保障として年間の車検代くらいはある程度業者さんに確保して、重機をそのまま置いておいて除雪に協力してもらうという形で今のところは考えているので、言ったとおりリースと持っている方ということでの区別ということは考えておりません。

○委員長（小西秀延君） ほか質疑お持ちの方。7番、西田祐子委員。

○7番（西田祐子君） 町道の関係でお伺いしたいのですけれど、草刈りの件なのですけれども、最近予算も足りないせいもあるのでしょうかけれども、草刈がちゃんとなっていないなど。交差点の付近などは特に毎回言われるのですけれども、1番危ないところで特に工業団地の真ん中のところあたりなどは、大型車と小さい軽自動車というのですか、見える高さが違いますから草が伸びすぎて大変かなと。そういうところもちょっと工夫していただきたいなと思うのと。

それと開発とかですか。道のほうもそちらのほうも最近草刈りあまりしてくれてないみたいで、随分見えないという声も聞くものですからそれもちょうと何とかしていただきたいなと。

もう一つ別な話なのですけれど、LED防犯灯知っているのですが、町道に関してはLEDとかそういうのはどうなのでしょう。考えていらっしゃらないのでしょうか。その辺お伺いしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 町道の草刈りについてでございます。これにつきましてはある程度予算の中で、最低で年2回か3回やらさせてもらっているところでございます。交差点とかのちょっとこう安全確保とか、そういうものにつきましては今役場のほうで臨時職員を2名ほど雇っており

ますので、そういう情報とか職員がパトロールした中で危険な箇所については対応していつている状況でございます。

あと石山工業団地につきましては多分踏切のところ、踏切から交差するところにつきましては、一応今のところは道道なので、道道のほうで対応していただけるのかなというふうに思っています。

国とか、道道・国道もこの頃、ちょっと草刈りが少なくなって大分見づらくなっているという状況があるのですが、それにつきましても町と同じで維持管理費を減らされている中での対応になっているのではないかと考えております。

あとLEDについてでございます。これについては道路照明についても今検討始めていきたいなと考えております。

○委員長（小西秀延君） 7番、西田祐子委員。

○7番（西田祐子君） 草刈りのほうもぜひ機会あれば、そちらの上のほうに申し訳ないのですが、交通安全のためにも正直言って今だんだん景気が悪くなってきたせいかわからないのですが、軽乗用車が随分ふえているのです。そういうこと考えると交通安全の面から上のほうにもお願いしていただけるようお願いいたします。

○委員長（小西秀延君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） それは私も走っていて確認はしておりますので、国とか北海道の維持担当の方に会ったときには、今後も要請していきたいと考えております。

○委員長（小西秀延君） ほか質疑お持ちの方。12番、本間広朗委員。

○12番（本間広朗君） 1点だけ245ページのメップ川災害対策事業、この事業は私はいいと思うのですがただ一つ心配なのは最近というか昨年からずっとそういう洪水もあったり、集中豪雨のような雨もあったりで本当にこれしっかりやってもらわないとだめな部分かなとは思いますが、反面これはいわゆるメップ川の36号線の端から左にずっと折れて約1.5キロぐらいで敷生川に合流されます。なかなか河川が一度に合流するというのはないのではないかなと、大雨のときも結局その敷生川とメップ川が増水してお互い水位が上がって、去年の雨の時も36号線の橋10センチか20センチぐらいまでいったけれど何とかそこでおさまったと。

当然これしっかりやってもらわないとだめなのですが、私毎日36号線通って来て河口見えています。時化のあとはいつも砂が結局河口をふさいで、いつもユンボで切り開いているのです。あの状況を見ると本当に対処方法ではないですが、それだけでいいのかなと。時化と洪水が一緒になって、川をふさいで重機も入れないようなことにならないのかなと、なったらどうなるのかなと、本当に洪水するのではないかなと取り越し苦労かもしれないですが、そういつも思っているのです。それでこの事業はいいのですがその河口というか、抜本的な対策というのはまちとしてできないのか、そのままずっと継続してユンボで時化たあとに砂を取ってずっとそのようにやるのか、河口を変えてしっかりその災害対策をしていただけるのか、その辺僕はあまりその対処方法でやっても、本当の災害というか雨が降ったときに、近くの住民、36号線近くにも家がありますので、そういう人たちの被害を防ぐためにはどうしたらいいかということも考えていかなければならぬのではないかなと思って、その辺1点だけお聞きします。

○委員長（小西秀延君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） メップ川と敷生川の関係でございます。今のところメップの準用河川というのは国道からおりて突き当たりまでうちの管理河川でございます。それから横については北海道の管理河川という形になっております。その中で敷生とメップとかの水量でいくと水量が少ないためにすぐ河口がふさがってしまいます。北海道にも河口が閉塞しないようにある程度の導水堤というのですか、そういうのも相談しているのですけれども、導水堤というのは高額なお金が係るものですから、北海道としてもそう簡単に対応できないということで、今のところは閉塞すれば北海道のほう重機で河口を開けるという形での対応をしているという形でございます。

あとメップの部分直接海に抜くという方法もあるのですけれども、それも水量がある程度少ないものですから、すぐに閉塞してしまうという形になってしまうということを考えると、メップだけで海に放流するというのはちょっと難しいのではないかと考えております。あとメップの洪水対策としては、今河口に土砂が堆積しているのですが、それについてはことしもJR橋の下から上のほうに向けて掘削をしていきたいなというふうに考えています。

○委員長（小西秀延君） 12番、本間広朗委員。

○12番（本間広朗君） 確かに道とかまちとかという関係はあるかもしれませんが、僕が心配しているのはそういうことなので、本当にこれもうちょっとまちで考えていただかなければならない部分ではないのかなという、先ほどから言っていますが取り越し苦労で終わればいいのですけれど、なかなかそういうことにもならないのかなと。うちの近くにもアヨロ川というのがありますけれども、あそこもそんなに大きい河川ではないのですけれども、ちゃんと河口までコンクリートで固めてまっすぐ流していますけれども、今までここが大雨が降ったときもそうでもなかったのですけれども、同じ町内ですから雨の降る量というのはそれほど変わらないと思うのですけれども、地形によって違うかもしれないのですけれど、今までずっと見ていると洪水とかぎりぎりふえたということはないです。ですから、本当にこれそのままいくと言ってしまったら、私はその辺を心配して今回質問しているのですけれど、やはりもうちょっとその辺考えたほうが今後のためにいいのかなと思って質問をさせていただきましたので、まちのほうでどのようにやるかわからないのですけれど、その辺ちょっと質問ということではないのですが、もしありましたら。

○委員長（小西秀延君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） メップ川につきましては、国のほうも北海道のほうも状況は把握しております。その中で三者でその対応について、雨が多くなったときとかの対応について今協議会のようなものをつくった中で、そういう災害対策をやっぺいこうということで今やっております。その中でも言ったとおり本格的に敷生の導水堤とか話してはいるのですけれども、そこではまだちょっと様子見をしたいということでありますので、今はこの三者協議の中で雨の降った段階で対応をしたいと考えております。25年度の段階でもそうだったのですけれども一応国のほうで大型放水車というのがあります。それを要求すればある程度速やかにメップの水位を下げるような形で、海へのほうへ放水していただく対応もありますので、そういうところで今のところは対応したいと考えております。

○委員長（小西秀延君） ここで確認いたします。

ご質問をお持ちの方いらっしゃいますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは、ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 01 分

再 開 午前 11 時 14 分

○委員長（小西秀延君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

引き続き 234 ページ 1 項土木費、1 目土木総務費から 245 ページ 3 項河川費、3 目排水対策費までで質疑をお受けいたしますが、その前に訂正がございます。

岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） すいません。除雪の関係でちょっと訂正をさせていただきたいと思えます。役場のリース以外は業者は全部自持ちだという話しておりましたけれども、1 業者だけミニコンボをリースしているという状況でございました。その中でいろいろ聞いているのですけれども、最低保証の中でやっていけるということがございますのでそれについてはそのような形でやっていきたいなというふうに考えております。

○委員長（小西秀延君） 質疑を続行いたします。1 番、氏家裕治委員。

○1 番（氏家裕治君） 直接この 27 年度予算には関係しないのかもしれませんが。道道白老大滝線の件でちょっとお聞きしたいなと思えます。消防庁舎のところの始点と石山大通りまでの間、河川をまたぐ高架橋ができました。前から僕は課長のほうにずっとお話ししていたと思うのですが、起点側と石山大通りのぶつかるところの街灯の関係なのです。街灯を北海道のほうに申請してほしいという話を前から言っていたのですが、その辺についての経緯をちょっとお話ししていただければと思います。

○委員長（小西秀延君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 消防の前の河川橋の街灯のこの関係で話します。それについては北海道というか、登別出張所のほうにはある程度つけてもらえないかということをお願いしております。ただやはり北海道の基準からいくとそこについてはちょっと街灯をつける基準にはなっていないということで、今ちょっと街灯が設置されていないという状況でございます。

○委員長（小西秀延君） 1 番、氏家裕治委員。

○1 番（氏家裕治君） 今回、たまたま関係はないかもしれませんが、地域防災計画の見直し、減災などの関係から、国・道のそういう指針の中でつける基準にあたらぬというのであればまちがあそこをどう見るかなのです。通行している我々がどう見るかなのだと僕は思うのです。そこをまちが、消防のところに街灯 2 基付けて、終点側といいますか石山大通り側のところに 2 基か 3 基つけば、もう十分入り口始点と終点は明かりが確保できて、出入りする車の見通しも効くのです。夜は特にです。ですから昼間のことを言っているのではなく夜です。ましてや、今後予想される、このあいだ新聞報道にもありましたけれども、その地震や何かが起きて 1 番被害が大きい時間帯とい

うのは朝の5時だというのです。その時間帯というのは冬場は特に真っ暗です。石山大通りから国道を結ぶ白老大滝線、あの高架の出入り口くらいはまちとしてちゃんと整備しないとイケないのではないかと僕は思うのだけれども、その辺についての考え方を伺いたい。

○委員長（小西秀延君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 跨線橋の国道と道道のところだと思うのですが、そこについては、照明が近くにあるはずですが。その中でちょっと暗いということか、ちょっと現状を見てみないとわからない。国道のところはあそこは交差点ということで、2灯か3灯ついているのではないかとこのように思っています。それはちょっと状況を見ながらあとは改めて国や北海道と相談をしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 1番、氏家裕治委員。

○1番（氏家裕治君） 難しい問題なのかもしれないけれども、課長、実際夜走ったことがありますか。走って抜けたことはありますか。1回抜けてみてください。そうしたらわかります。夜中走ったときに看板出ているので、「ここだった」と思ったら行き過ぎたりするのです。だから、あれが冬場の時期だとかそういう時期だと僕は危険だと思います。だから、危険予防だとか減災だとかというふうにして、これ地震災害だけではないでしょう。そういうことで考えたときにあそこが果たしてあのままでいいのかどうかというのは1回走ってください。走ってみてやっぱり暗いと思ったら何らかの手法取ってもらわなければいけないと思います。だからそういうふうにして今一度自分で体験して、そういう中から今一度道のほうにも話をしてもらおう。もし道でそういう基準に達していないというならば、まちで何とかしなければいけないと僕は思いますのでその辺をちょっとしっかり取り組んでもらいたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 大変申しわけないです。今後暗いときに私も走ってみてその状況を確認して、それがやはり支障があるというのであれば北海道と改めて相談していきたいと思っております。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑お持ちの方。

14番、及川保委員。

○14番（及川 保君） 2目道路新設改良費 236 ページです。ここには載っていないのですが、昨年の決算の中で申し上げたのだけれども、ちょうどこれについては近年財政の厳しい中で国の交付金などを利用して、随分よくなって改良されてきているのです。ところが昨年も指摘したのですがパッチ状況の中でなかなか何十年もそのままパッチ、パッチでパッチの繰り返しで、除雪などにも非常に影響与えている道路箇所があるわけですが。これは白老交通さんのところからバイパスに抜けるところなのですが、修理はよくされています。その繰り返しのものだから大変な状況になっているのです。砂利道歩くのと大差ないような状況です。これやっぱりきちっと計画を持って対応をするようなことぜひやってほしいというふうに思うのですが、そのあたりの考え方を将来も含めてお聞きしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 町道の舗装状態のことについてでございます。委員の言われたところ以外にもそろばん道路と言われるところが数々あると思います。それにつきましては今の町の財政状況を勘案した中でできる限り予算をいただいて、新しくオーバーレイとかそういうことをやっていききたいなというふうに考えております。あと行ってしまえば本当に財政状況がよくなればそれも解消できると思いますので、ちょっと今しばらくお待ちいただきたいなというふう思っています。

○委員長（小西秀延君） 14番、及川保委員。

○14番（及川 保君） しばらくお待ちくださいという岩崎課長のお話ですので、岩崎課長3月で退職してしまうのです。こういう状況の中で今お聞きしているのだけれども、これは昨年の答弁と同じように今の答弁は、そういったその道路を住民のインフラ整備という面ではきちっと整備していくと。こういうことが必要と思うのです。重点項目も当然優先してやっていかなければならぬのだろうけれども、その優先事項の中でもきちっとその計画を立てて持っているかどうかなのです私が言っているのは、そういった計画がきちんとされているのかということなのです。岩崎課長もこれ最後の、全然仕事をされなくて辞めていかれるのだけれども、しっかりとそういったことを申し送りとして次の課長に引き継ぐよう形でぜひ取り組んでいただきたいと、このようなことで再度お聞きしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） まず担当課長の答弁は個人的見解ではなくて組織としては答弁していますので、今課題が残った部分は課としてどう対応するか、あるいは次の担当課長がどう対応するかというのは組織として引き継いでいきたいというふうに思っています。それで予算の事業をどうするかというときには、やはり建物もそうなのですけれども、担当部署のほうからはこういうふうなところも限界で、こういうような修正をとというのは、要求はやっぱり出てきます。ただ総体的な予算を組むときにどこまでも事業費にかけられるかということ、先ほど優先順位ということがありましたけれども、やっぱり取捨選択してやらざるを得ないという状況です。個別にはこれから公共施設の計画、建物も土地も道路もということで計画を立てますけれども、今現在は個別にはやはり事業計画と担当部署としては持っている。なかなか計画どおりに進まないというのは大変申しわけない部分はありますが、計画に沿った優先順位とつけた中でそういう状況を勘案した中でできるだけ事業化をしていきたいという気持ちはあるのですけれども、先ほどの答弁借りますけれどもしばらくお待ちいただければと思います。私どもも押さえた中で実行していきたいというふうに思っています。

○委員長（小西秀延君） ほか質疑お持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

続きまして、244ページから249ページまでの港湾費についてであります。質疑のあります方はどうぞ。

4番、大淵紀夫委員。

○4番(大淵紀夫君) 港湾費についてお尋ねをしたいのですが、一つは第3商港区の11メートルの泊地。ここの部分の例えば浚渫。これは今後全くやらなくていいのかどうか、普通は何かこう11メートルだったら浅くなるので浚渫をすることによってというのが、港ではかなり見られますけれども、そういうことは今後ないのかどうか、またそれをやるとしたら管理者がやらなくてはいけないのかどうかそこら辺あたりちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長(小西秀延君) 赤城港湾担当課長。

○産業経済課港湾担当課長(赤城雅也君) 泊地の浚渫なのですが、今までの第1商港区も第2商港区も漁港区も浚渫はしておりません。砂たまりません。あそこも11メートルもきつとたまらないのではないかなと思います。海の流れでたまらないのです。ただ、砂を入れている岸壁ちょっと砂をこぼしたりしてちょっと浅くなりますけれども、それはそれで原因者にやってもらっています。

○委員長(小西秀延君) 4番、大淵紀夫委員。

○4番(大淵紀夫君) それは維持管理費がかからないということであれば非常にいいことだと思います。

それでもう一つ、港湾用地の問題なのですが、以前から課長の答弁で例えば砂やこの間防衛施設庁の使用したときに1週間程度とか、3日、5日というのは無料だよというようなニュアンスの答弁がございました。私もちょっと調べてみたのだけれど、どう考えてその根拠がちょっとよくわからないということなのです。一般論で言えば普通町のものを貸した場合はお金をいただくというのが当然なこととございまして、それはどこかで取らなくてもいいとなっているきちんとした根拠があるのならいいのですが、私が調べた範囲ではそのほかに何か規定か何かあるというならちょっとそこまで調べていないからわからないけれども、どう見てもそこが無料だというふうな根拠が私自身は見つけることができなかつたのです。答弁の中では砂を堆積した場合には3日ぐらいだったらただですよとか、そういうニュアンスの答弁、正確ではないかもしれませんがございました。その根拠を知りたいということとございまして。

○委員長(小西秀延君) 赤城港湾担当課長。

○港湾担当課長(赤城雅也君) 岸壁に砂を置いて一隻分積むのに2、3日かかるということでサービスの一環としてやっております、後の土地を借りるときにはもう年間契約、半年契約で借りていただいています。月に何隻も同じ企業さんが3日積んで、3時間ぐらいで積み込んで出ていく。また3日くらいしたらまたそれから3日間ぐらいで積むとか、そういうことで岸壁は公共サービスですの皆さんで利用しなければならないので、そういうふうにしてサービスとして今実施しております。ただお金を取るとしたら人員もそうなのですが、きめ細かく全て提出していただいて全部調べてやらなければならないというのができますので、それもまたちょっと大変かなとというのが今の現実です。とるのが正解だと思いますが今はそういう状況です。

○委員長(小西秀延君) 4番、大淵紀夫委員。

○4番(大淵紀夫君) 3回目ですから、私が言っているのは例えばその砂が製品として、港の岸壁を使用しなければこれは砂を出せない、これはある意味、条例ではそのようなことは書いていないけれど規則だからわからないけれど、それは僕はある意味商行為としてそういうことが必要か

など思うのです。ただこの間のヘリコプターの組み立てについて言うと、それとは全く違うものではないかと私は思うのです。どこかに規定がなければ今言われたのはその船が商行為として行う砂の出し入れと、僕は全く違う。それは1週間なら1週間の岸壁の使用料というのは当然いただいて当たり前、それはそういうものを、3回目なので全部言ってしまうけれど、そういうものがいらなしいとしたらそれは根拠が砂とは全く違うものです。ですから、それはやっぱり条例上なり何なりの根拠がきちっとない中で無料にするというのは全く違う中身のものなのだと私は思うのです。ですからそういうことと言えば、受益者負担というのはそういうことを称して受益者負担というとは思うのだけれども、そこら辺なぜそうなるのかという辺り根拠があれば。

○委員長（小西秀延君） 赤城港湾担当課長。

○産業経済課港湾担当課長（赤城雅也君） 前回の議会の一般質問、齊藤議員の質問の中でも答えていましたが、それは今度からはもらう方向でお話進めていこうというふうに前回は答えております。今度そのようなことがあればそのようにして協議、打ち合わせをしていこうと思っております。ただ根拠はございません。砂と同じようなことと捉えて前回はサービスをしました。

○委員長（小西秀延君） 4番、大淵紀夫委員。

○4番（大淵紀夫君） 僕は担当課長どうのこうのとそのようなことを言っているのではないのです。考え方として、例えばこれは公なのです。民間の船が使っているものとは違うのです。民間の場合はサービスというものはあり得ることです。我々だって値切ることだってあるわけだからあるのです。それはなにもそのような細かなことを言っているのではなく、ただこの場合はこれだけ世間を騒がせた中できちっと行わないと、ちょっと言いづらけれどやっぱりそういうものであれば、相手は公なのだからこの次からもらうのではなくて、今回のもきちっともらうということにしないとどうも僕は整合性がとれないような気がしてどうにもならないのです。相手が民間であればそうにはならないのかもしれない。しかし、今今回ただけれどこの次お金ももらいますというほうがおかしくて、これは条例上に決め事はございませんからこれはこれこれこれだけのお金をもらいますと、いうふうにするほうがこの次もらうのだってもらいやすいだろうし、僕はやはりそのように物事って公のところであれば考えるべきではないかと思うのだけれども、そこら辺どうですか。

○委員長（小西秀延君） 赤城港湾担当課長。

○産業経済課港湾担当課長（赤城雅也君） 今回は急なことでよく相手方との交渉もうまくいかなかった面はございます。それで今後はそのようなことがないようにきちんと協議、打ち合わせをして行っていきたいということです。

○委員長（小西秀延君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 基本的な考え方は今大淵委員がいわれた部分ということであれば、そのとおりだというふうに思います。事務的な取り扱いで担当部署の判断の中で、今までの事例を含めた中で取り扱いをしたということで詳細まではちょっと押さえていませんけれども、その取り扱いが決まりごとに照らしてみても矛盾があるのであれば、やはり根拠を持った中での対応をしなければ私どもも一つの物事同じ行為に対してあるときはこうしました。あるときはこうします。これが担当課長の裁量でどうにかなるという問題ではないというふうに思っていますので、やはり私ども行

政行為といいますかこれについては、公平・公正なという立場の中で根拠を持った中で行為しなければならないというふうに思っていますので、基本的にはなそういう考えです。

事案、事案によっては、その柔軟に考えるということも必要な部分はあると思いますけれども、それについてはやはり裏づけをちゃんと押さえた中での行為ということは継続的には私どももそういうふうにしていきたいというふうに思います。

○委員長（小西秀延君）　ほか質疑お持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君）　質疑なしと認めます。

続きまして、248 ページ 5 項都市計画費、1 目都市計画総務費から 259 ページ 6 項住宅費、2 目住宅管理費までを質疑を受け付けます。お持ちの方はどうぞ。

3 番、斎藤征信委員。

○3 番（斎藤征信君）　公住の維持・管理についてお伺いしたい思います。257 ページでございます。前に過疎自立事業のときにも基本になる部分は聞いたのですが、町内 950 戸ある管理している公営住宅、それは平成 22 年から 31 年度までの間の住宅マスタープランにその中にそれに基づいて長寿命化計画というのはきめ細かに立てられているという答えよくわかっています。そんな中で新年度は維持・補修に 2,265 万円ついているわけですが、これからの公住の維持・管理についてきょうは伺いたいと思うのですが、この長寿命化計画によりますと維持・補修だとか、それから用途廃止をするだとかそういうものが年次ごとにきめ細かに決められているのです。考えると 22 年度開始してから 26 年度まで、この間計画の中でどのくらいの割合で達成できているのか。そのあたりお聞きしたいのです。

○委員長（小西秀延君）　岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君）　公営住宅の長寿命化計画の関係でございます。それにつきましては平成 22 年から平成 31 年まで計画させていただいております。その中で計画の中で進捗率につきましては平成 26 年度で進捗率は 76.4%までいっております。全体的にいけば、単独費とかそういうものを入れると 46.7%になります。先ほどの 76.4%というのは、平成 26 年度までの計画の中でいくと 76.4%でございます。46.7%というのは平成 31 年度までの計画の中でとくと 46.7%の進捗率だという形になります。

○委員長（小西秀延君）　3 番、斎藤征信委員。

○3 番（斎藤征信君）　計画に基づいて 76%までやっているということになると、高い数字だなというふうに思います。ただこれから計画をどのように進めていこうとしているのかということちょっと伺うのですが、私これ断っておきますけれども、町内会長として言うのではございません。誤解をしないでください。ただよその地域の公住の条件というのは事情わからないものですから、私のところの抱えている公住の例として上げますので、その例の中でちょっと考えてみたいというふうに思うのです。計画では 31 年度までで今緑丘の住宅というのは 128 戸あるのです。32 棟 128 戸あったのです。31 年度まででいうとそのうち 56 戸空けて用途廃止をしていくとこういうことになったのです。実に 128 戸のうちの今現在どうなっているかということ 42 戸空いているのです。3

分の1空いてしまったのです。計画によりますと31年度までに56戸空けると言っていたのがもうすでに26年で42戸空いているのです。ものすごい早さなのです。もっと言うと4軒長屋のうちの1軒しか残っていない。1軒しか残っていないのが5棟ある。2軒だけ入っているとというのが7棟あるのです。全部すっかり4軒ともみななくなっただけというのではないのです。みんなばらばらになっているのです。ということで計画でいくと23年度からは外の窓の取り換えを16棟分やりますと。それから屋根の張りかえが8棟やりますとこのように書いてあるのです。ところがその工事が進んだというのは全然目にしていない。直したのは玄関の戸口の板その部分しか直していない。私が言いたいのは3分の1に減ってしまえばらばらに空いた公住どうするのだという、その補修ができずに長寿命化となるのかなと入っているけれども長寿命化のために片っ端からずうっと直していきますよというのならわかるのだけれども、ばらばらになっているものだから手をつけられないのかなという気がするのです。そういうときに町が何をしようとしているのかということがわからないのです。自然現象を待っていて全部空いたらその棟を全部用途廃止しますというふうに考えているのか、そんなふうには考えられないのですが、そうなってくると計画というのは何のための計画なのだという事になってしまいます。計画というのはその計画にそって順番にきちっとこうやっていって、そして残っている人がいるのだから補修をしていかなければならないというのはこれ当然のこと。ところがそれ全部放置したまま自然に空くのを待っているのでは何のための計画なのだといいたいのです。というのは実はここの建物は築50年を超えたからこの棟とこの棟は壊れますと。けれどもこの棟とこの棟は耐用年数は超えたけれどもまだ残すから、ここの棟とここの棟は補修にかけますと、その辺がはっきりしていればいいのだけれども、どの棟壊してどの棟を残すのかというのがはっきりしていないのです。計画見たら昭和39年に建てた51年経過したその建物が維持することになっているのです。51年経過してきた一番古い建物です。ではみな残すのかということになってしまいます。その辺が全然はっきりしていないということなのです。やっぱり私は困ったなと思うのは、そういう今この計画に沿ってこうやってやろうとしているのですということを町内会に相談しながら進めているかということなのです。町内会には一切そのようなどこをどうのようによしますということやだれも聞きに来てくれないし、相談に乗ってくれということにもならないし、そういう話というのは一切ないのです。そのように考えますとそれはどこの公住もみんな同じような今経過をたどっているのではないかというふうに思うのですが、これから地域と連携しながらともに歩こうと言っている方針を出しながら、こういう生活そのものの部分について相談しながら1歩ずつ進めていく。ここは金がないからちょっと我慢してね、ここは今こここのようにするから、ここはもう手をつけないから待ってねというその辺のことを、はっきり町内に知らせなければみんな安心して、「いつまでいいの」「私たちいつ追い出されるの」というようなそういう噂になってしまうのです。その辺がどういうふうになっているのかその辺の見解を伺いたいです。

○委員長（小西秀延君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 公営住宅長寿命化計画でございます。その中で緑ヶ丘の計画があります。ただこれにつきましてはちょっと供用開始が早くて、耐用年数からすると補助対象になり得ない町の単独事業でないとやれないという形に今はなっております。その中でいくと今の財政状況で

は言ったとおりそういう計画の中でそれをやっていくというのは難しいと考えております。今この維持補修業務委託、この中で住んでいる方のところについては支障があれば修理していくと今対応しているのかと思っております。

今、緑ヶ丘の住宅につきましては風呂がないということがありまして、うちとしては新しく入る方は余りここは入れない状況でございます。今住んでいる方についてはそのまま居ていただいて、居なくなった段階でその部分は閉鎖をしていきたいなど今は考えております。

4戸建てですので4戸いなくなったらそこで閉鎖してしまうと今は考えております。

○委員長（小西秀延君） 3番、斎藤征信委員。

○3番（斎藤征信君） 財源がないから強制的に移動させたり補修したりということは、今は難しいということはそういう事情がよくわかるのです。ただ今までに皆さん集まって意見を聞いたときに、ここは風呂がないから共同風呂をつくるけれどもあなた方自分で管理できますか。風呂を建てるか建てないかという話しになったり、それから旧野球場の跡に公住を建てるからもうちょっと待ってください。全部それが立ち消えになった。いろんな形で住民は振り回されているのです。言葉は悪いけれども振り回されているという感じになってしまっていて、そして今そのまま落ち着いている。だからそういうときに、この公住全体をどうするかとみんなで考え合うためには立ち退く人だとか関係者だけに、その人だけに相談をして話をするとこれはおかしい話でしょう。町内全体で話し合いをしてここはこういうふうにしますから、今ここのうちに行って話を付けていきますというのならわかるのです。

私はこの自然に減っていったっていうのは、自然減はたくさんあることを知っているのです。だけれども中にはこの計画できてから、家族があって子供たちの収入もあって足したら収入オーバーだから、だから出てくださいとあって、その人は渋々町の言うことだから仕方がないと苦小牧へ移った人もいます。その後どうなったかというとそのまま空き家になっているのです。問題はそこに人が住んでいるのです。だから自然に空くまで自然にほおっておかれたら私たち困るわけです。やはり住んでいる以上そして長寿命化させようと、私は長寿命化やっぱりさせなければだめだと思うのです。いつでも新しいものを新築できるのならいいけれども、本当に40年たっても頑張ってもらって、みんな低家賃のほうがいいのだと言っているから、だから頑張って長寿命化させていくためにどこを補修しなければならぬかということを、町がもう少しそこら辺にお金をかけてやっていくべきではないか。自然にほおっておかれたら1番不安になる場所です。ということでそうやって維持すべきところは直していく。そうすると4戸の中に1軒しか残っていないから、こっち直しましたからこっちへ移ってくださいよっていったら移れるわけです。何もしないでおいてこちらに移れと言っても、そんな金かけているとなると住み慣れたところを離れたくないということになるのです。計画がはっきりわかってこちらを直したからこちらへ移ってくださいという、そのぐらいの丁寧な指導というのがなかったら、やっぱりこの計画は進まないだろうなというふうに思います。

用途廃止にというその棟がどれだかわからないのですけれども、もう所々に空いたところに目隠しの板が張ってあると。とっても見苦しくてそれを見たらちょっと悲しくなるような状況なのです。

それで金がないことわかるのだけれども、過疎自立の事業にはここの部分が入っていないのです。だからそういうものも利用して、何とか少しでも今住んでいる人たち、長く住みたいと言っている人たちに直してやるようなそういうことを第一に考えてほしいということを主張したいものです。

○委員長（小西秀延君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 斎藤委員のいうことはわかります。その中で一応子供がいて収入が上がって移転しなければならないというのが、要はこの公営住宅というのは住居困難者のための住宅でありまして、その収入の最高収入などが規定されています。それ以上上がれば公住には入れないのが実情で、その収入はそこまでは上がってしまえばやはりもう公住には住めないのではほかに移ってもらえませんかという指導になります。ただ空いていてもそのような形にはなっていますので言ったとおりです。1部位から8部位までの収入の方が公住に入ることになりますけれども、8部位の方も何名かいてその方はそろそろ公住から退去をお願いしたいとかというお願いとかしっております。あとその緑ヶ丘の維持補修につきましては、言ったとおり住んでいる所については支障があれば補修しております。公住なものですから移るということはあまりしませんので、うちとしてもここからここに移りなさいということの指導はしておりません。あとは状況で変わりたいという方がいれば話を聞いて、それは変わっても妥当だなというときは移設もありますけれども、通常は公住から公住への移動というのはり得ないという形になっております。

あとは言ったとおり長寿命化の緑丘については補助事業の採択にはなり得ない中でいけば、過疎債等という話もございませぬ。ただ現課としては緑丘については今後廃止に向けて動きたいという考え方をしておりますので、今住んでいる方については不便をかけない形で維持管理をしていきたいとは思っていますので、そのところはご了承願いたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 3番、斎藤征信委員。

○3番（斎藤征信君） 収入超過だから出なさいと言って、そして出してあとは開けておく。それから公住から公住への異動はありません。これ全部教科書に書いてある基本なわけでしょう。それはわかっているのです。けれども今政治的にあそこの公住を何とかしなければならぬというときに、その規則を振りかざしてそういうことを言っているのかと。前に公住から公住の空いたところに移しながら、それで用途廃止を進めていくという話しているのです。公住から公住へは移しませんなどとそのようなことを言っていたら計画は何も進まないのははっきりしているわけです。そういうことを言っていないで、緑丘全部廃止しますとなったら我が町内会潰れてしまう。またどこかと合併しなければということになってそういう寂しいまちづくりはしないほしいと思うのです。半分なくなるという計画は私わかっているのです。半分でもいいから一緒にやっていきたいというそういう中で考えているわけですから、そこら辺政治的にもう少し判断をして住んでいる人が住みやすいようにしてほしいということなのです。

○委員長（小西秀延君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 決まりだからとはいえ、ちょっとこう少し余裕を見てやれという話でございませぬ。ただ緑ヶ丘だけではございませぬ。要は住んでいる方いろいろありますので、そこだけそういうふうに見てやるということはちょっとできないのかなと思っております。

あとは言ったとおり今は住んでいる方については、支障があるとか壊れたとかについては、すぐに行って補修していますので、そのところについては対応できるのではないかとかと思えます。空き地になって草刈りできないとかいろいろ相談受けていますので、それについても今はうちのほうで委託している白建協とかと打ち合わせしながら対応していますので、その辺でご了解願いたいと思っています。

○委員長（小西秀延君） 確認をいたします。ほかに質疑お持ちの方はいらっしゃいますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） なければ質疑なしと認め、8款土木費に対する質疑は終了いたします。
暫時休憩いたします。

休 憩 午後 0時01分

再 開 午後 0時59分

○委員長（小西秀延君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

9款消防費に入ります。260ページから275ページまでの消防費全般についてであります。質疑があります方どうぞ。

2番、吉田和子委員

○2番（吉田和子君） 269ページの消防団活動経費の中で伺いたいと思います。町長の今回の執行方針の中で安定した消防団員の確保をすると、また消防団協力事業所の表示制度をきちんと導入するというふうになっております。これ消防団の事業所というのは消防団になって会社から出ている人たちの事業所を表示するということなのですが、こういった形で表示をされたのかその点を伺いたいと思います。

それと1965年には全国に130万人以上いた団員が2013年に約87万人になったということで、白老町は今不足して大変だということではないということですが、ふえていくことには大変いいのではないかと思うのです。そして13年の12月に消防団支援法が施行されたのです。このことで消防団を将来にわたり地域防災の中核として欠くことのできない、代替性のない存在であるというふうに定義づけているのです。私も本当にそう思うのです。消防団の活動というのは1軒1軒訪問したりとか、女性消防団もそうですけれど、1軒1軒訪問して火災予防に対する指導を行っておりますけれども、そういった中で消防団を抜本的に強化をするため団員の処遇改善や装備品、それから訓練の充実を求めるとしてはいますけれども、今回も夏服の更新がありますけれども、白老町においてこの装備品等含めて、この支援法ができてから何かそういう計画性を持ってやっているとか、そういった変化が出てきているのか、その点について伺いたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 中村消防長。

○消防長（中村 諭君） 今委員の質問二つの項目だと考えております。

表示制度につきましては消防団員協力事業所制度の推進ということで、総務省消防庁のほうから行われております。実は全国の消防団員の7割がサラリーマンと。昔自営業者方がたくさんおられました。そんな中で自分の仕事途中で投げ出して消防団活動をしていただいた時代がたくさんござ

いましたが、今はどうしても非雇用者という立場になっております。この点当然、雇用している側の理解を得ないとなかなか消防団活動もできないということでこの制度が発足しております。私どももこの基準につきましては作成済みでございますが、進めてきておりますがなかなかこの表示制度に至らないということなのです。第1段階としてこの表示制度を明確に消防団の施策方針として今回上げさせていただきました。この制度は勤務時間中に消防団員の活動のその便宜を図れるようなということで、その当然そういうところが社会貢献をしているのだということを世間に知らしめることもこの重要な課題になっております。この制度を早速取り入れて進めていきたいという考えであります。この消防団協力事業制度を当町ではまだ指定をされている事業所はございません。この事業制度ですけれども、ちょっと詳しくお話しすると消防団の活動に協力していただける事業所であって、さまざまな諸条件ありますけれども、消防法の違反とかそういうものがない場合には融資制度の貸し出しが低金利で出すということも国の政策の一つとして挙げられております。そこまで行くには大変なものをパスしていかなければいけないのですけれども、そういうものを含めながら、周知しながらまずは各事業所さんにご理解いただいて、消防団が出動できる体制を整えたいというのが今回の町長の施策方針の中に出しました消防団協力表示制度でございます。

2点目、消防団の装備品等をつきましてなのですけれども、私どもの消防団員なのですけれども、実際に二つに分ける事業所であります。今回は夏服を事業として上げさせていただきました。議案説明のときもご説明しましたのですけれども上着だけということで、金額ですがこれは士気の高揚です。当然消防団員はボランティア精神にのっとして活動していただいております。私も消防団員130名の定員のうち現在127名で3名欠員であります。消防団員の安全を確保するのが入団促進につながると私は信じております。そのために消防団の装備品を充実していくというのがまず1点であります。昨年議会のほうにも補正をかけさせていただきましたが100%補助のトランシーバー、これは消防団の安全確保のために上げさせていただきました。これも当然安全と士気高揚です。今回夏の制服なのですが、これもしばらく当町の場合貸与できなかったという事情があります。各団員のさまざまなところに集まったときに白老の消防団員だけが違う古い基準であるということは士気高揚に支障をきたすということで、理事者側も理解していただきまして今回事業費として上げさせていただきました。そのほかに私どもとしてはヘルメットや防火衣、そういうものも順次図っております。

消防団の処遇の点で大きく分けますと年間報酬と、それから予算書にも上がっておりますけれども委員等報酬というふうに書かれておりますけれども、あと出動手当の費用弁償、これはもう金額も確保していきたいなと考えております。

また保健事業、こういうものは何かあったときに入院だとか最悪な状態になったときにも保障しなければならないということもあります。当然家族が送り出すという私どもと違う立場の消防団員だということを承知して予算化をさせていただいております。非常勤公務員ということで、それは理解していただきましてこれは全部進めております。福利厚生等となりますと消防団の自信で親睦会、これは消防団自身は独立した機関の中で親睦会というものを抱えておりまして、慶弔関係もその中でさせていただいております。あと、消防団員の後援会は各地区でありますけれども後援会が消

防団を支えている実態もあります。

装備品につきましては事業計画年度をあげまして企画等々調整をしながら順次進みたいと考えております。以上でございます。

○委員長（小西秀延君） 2番、吉田和子委員

○2番（吉田和子君） 消防団の方々も保障された身分制度がなかなかとれないということで、これは消防団に聞いていいのかわかりませんが、消防団を応援しなければならないとか、消防団を守るための町の施策っていうふうにするのですが、いろいろなものを読んだり、見たりしますと、各地で消防団を応援しますといういろいろな施策をしているのです。その中で一つは飲食店が消防団の人であるというふうになると、いつも頑張って地域を守ってくださっているということで割引をしたりだとか、それから団員と家族、自分の仕事を持ちながら団員としていざというときに出勤するわけですから、そういったことで団員とかそれを送り出す家族も含めて脳ドックだとか肺ドックというドックを受けるときの費用を少し多く支給するというのは、そういった体制づくりも含めて消防団を応援していく。なぜ応援するかというもちろん消防団として出勤したときには命がけの仕事をしなければなりませんし、仕事を持ってのなかのことであるということと、家族ですから家にいても何かあれば出なければならないということとそういうことを含めて、それともう一つは白老は消防団の目標に対してはほとんど人数は確保されていますけれども、これが今高齢化にもなっているということで今後やっぱり若い人たちにも参加してもらいたいということになると、そういった何か町としての応援策も今後必要ではないかと思っておりますけれども、そういった検討もしていただければと思っております。

○委員長（小西秀延君） 中村消防長。

○消防長（中村 諭君） ちょっとわからなかった部分と理解している部分とあります。勉強させていただきます。あらあらの経費等は当然かかるわけですから、まず私として消防本部としては消防団の安全装備品、これら充実を図るのが最優先にさせていただいております。これにつきまして今後の検討課題とさせていただきます。

○委員長（小西秀延君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 消防団の活動ということでいろいろな支援の仕方といいますか行われているというのは、今そういう支援策というちょっと初めて聞きましたのでどの程度ということの明確な答弁にはなりませんけれども、一つに確かに危険な活動を伴うという消防団の活動に対して敬意を表するところがございますけれども、私どもの立場で考えるのであれば消防団員のみならず、非常勤特別職で業務を持っていながら非常勤特別職となっているというのは交通指導員についてもそうですし、スポーツ推進員についてもそうです。そういう中で装備品、貸与品といいますかそこら辺の充実と今全国でやっている取り組みの中での事例がありましたけれども、そういうことが町としてできる部分とそれから地域で感謝する部分があると思っておりますけれども、そこら辺はもう少し勉強させてもらいたいと思っております。

○委員長（小西秀延君） ほか質疑ございますか。

1番、氏家裕治委員。

○1番（氏家裕治君） 273 ページ白老町の防災対策推進事業でお伺いしておきたいと思います。14年ぶりに減災というものを基本方針に地域防災計画が見直しになります。この中で今回白老町が取り組む、町長の執行方針にもありました備蓄品の確保にうろ覚えなのですが470万円ほど投入すると。まず聞きたいのは国・道の補助があつてこういったものに取り組むのか、これが計画的に、例えば継続的に27年、28年、29年と計画的に進められていくものなのか、それから備蓄をするにしてもそういったものをどこに備蓄をしていくのか。そういったものも含めてお聞きしたいなと思います。

○委員長（小西秀延君） 畑田交通防災担当課長。

○総務課交通防災担当課長（畑田正明君） 今年度の白老町の防災対策推進事業ということでお答えいたします。備蓄品の購入ということで、昨年度から実施して一応計画では26、27、28と3カ年である程度の備蓄品を購入していきたいという考えでございます。財源につきましては、北海道の北海道地域づくり総合交付金これ2分の1の補助でありまして、昨年度からこの補助金を使っておりますが、26、27、28とこの補助を使って2分の1の補助で助成を受けて備蓄品を整えていきたいというところです。あとこの備蓄品を購入した後のことなのですが、今考え方としては地域の生活館とかそういう集合場所といいますか、避難所にもなっておりますけれど、そういうところに最終的には虎杖浜から社台までの地区ごとに1カ所なり2カ所を選定して、そういう生活館あるいは学校という形にはならないかもしれませんが、そういうところに27年度検討して地域の方と協議した中で、備蓄品を地区ごとに置いていきたいという考えでございます。

備蓄品目の額としましては、アルファ米とかあと水とかそういうものとあと発電機です。あとコードリールとかそういうものを含めましてトータルで計734万9,000円という額になっております。以上であります。

○委員長（小西秀延君） 1番、氏家裕治委員。

○1番（氏家裕治君） 確認なのですが、730万円の2分の1が道の補助金で、その2分の1は町の一般財源という形の中で考えていいのですか。まずその1点。

私が言いたいのは仮に730万円の2分の1が補助金だとして、半分が一般財源という感じで捉えてお聞きしたいのですけれども、減災を基本方針に今回地域防災計画を見直していく、この中で私は前からちょっと気になって町長にも質問しています。はまなす団地の件なのです。私はこの減災というのはあくまで町民の生命をいかに守って、いかにそういった対策を講じて、こうした結果どうしようもなかった部分があるよね。こうだったねという部分であればそれは確かに減災という物事の考え方に僕はなると思うのです。確かに備蓄品も私も議員なってからずっとこの備蓄品のことについては行政のほうにも質問してまいりました。これから整備をしていくことは大事なことと思います。ただしこの減災という部分考えますと、基本方針と地域防災計画見直していくのだというまちの考え方からすると、まずは私はこのはまなす団地のいま5戸入居している。5戸入居しているこの人たちのまずは生命、ここに手をつけるべきではないのかなと思うのです。今の質問9月の定例会で町長に質問したときに、確かに今のこの財政の中では例えば新しいものを建てかえるのでは、それは難しいという話もされておりました。でもそれをすき間を埋める政策として、例えば先ほ

ど同僚議員からのお話もあった緑ヶ丘公住、ここを何とか改修しながらでもまずは浸水区域外にそういった人たちを移住させることができないのかという話もさせていただきました。これは政策的なものだと僕は思うのです。確かにこの備蓄品を整理するのも大事なかもしれない。でも今は、この間の防災講座などを聞きに行きますと備蓄というものごとの考え方がどんどん変わってきている気がします。各家庭で普段の食料品を常に入れかえながらやっていくことが、本来の備蓄のあり方だという、一番大事な話は水だという話もされていましたが、だんだんこの備蓄に関する考え方というのが変わってきている気がするのです。だからといって必要ではないという言い方ではないのです。ただその前にこの人命というものに目を向けたときに一般財源で300何十万円今出して3年計画の中でやっていくというふうな計画、この先も多分そういったものに手をつけていかなければいけないのであれば、計画的に緑ヶ丘公住でも浸水区域外の住宅改修改善に努めながら、段差の改善だとかいろいろなことあります。車いすの対応だとかいろいろなことがあるかもしれない。でもそういったことも含めながらそういう環境を整備してことも僕は大事なことだと思うのだけれども、その辺についての考え方をちょっとお伺いしておきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 畑田交通防災担当課長。

○総務課交通防災担当課長（畑田正明君） 1点目の財源の関係なのですが、先ほど言いましたように27年度の約740万円の財源をもちまして、これで備蓄品を購入するという形になっておりますが、2分の1の補助でありまして残りの2分の1は一般財源という形で一般財源になります。

○委員長（小西秀延君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 公営住宅のはまなす団地のことということなので、ちょっと私のほうからお答えします。はまなす団地については身障者住宅という形であそこに設定しております。今委員の言われたとおり、8戸のうち5世帯が今入っている状況でございます。その中で以前にも説明しておりますが、災害が心配な場合は健康福祉課との連携の中で避難とかを今やっております。数少ないほかの身障者住宅があいた段階では、そこに住んでいる方に移らないかということも聞いております。その中でいくと今住んでいる方につきましては、やはりあの場所は海に近くて見晴らしがよいとか、そういうこともあって声をかけても移りたいというような回答はない状態もあります。その辺もご承知いただけないかなと思っています。今後いつになるのかわからないですけども、公営住宅の新しい建設工事が始まれば身障者の住宅についても検討していきたいなというふうに考えております。

あと緑公住のほうにそういう形で改修して移らせたほうがいいのかという話もあるのですが、先ほど言ったとおり今住んでいる方につきましてはそこがいいという方が多いものですから、ちょっとそこは難しいのかなというふうに考えております。

○委員長（小西秀延君） 1番、氏家裕治委員。

○1番（氏家裕治君） 皆さんどうなのですか。今のこういう答弁を聞いていて、僕もそうなのです。その団地に行って話を聞くと「ここ離れたくない」というのです。でも町としてそれでいいのですか。その人の人権を尊重しなければならないという話もあるのかもしれないけれど、僕はそうではないと思うのです。その住宅というのは身障者住宅だといってつくった経緯があるわけ

です。その経緯はいいのです。今実際そこに住んでいる人がいてその人たちの身の安全を、生命を守るためにこうしなければいけないというのはまちの政策でしょう。

課長の答弁に対してどうのこうの言っているのではない。でも僕はそれ町の政策だと思うのです。だからその仮に備蓄品を今揃えなければいけないという問題なのか。それとも一般財源から 370 万ほど出さなければいけない問題をこれ 3 年かけて、何か使える住宅、使える住宅とすれば緑ヶ丘公住が浸水区域外、今 1 番想定される津波などの浸水区域外にあって、それから平時のことを考えると、朝の先ほども話したけれども、冬場の朝の 5 時くらいのもし直下型の地震が起きたときに胆振管内で死者数が 58 人とかという、こういう予想もされているわけです。今 2015 年度中には津波の想定被害のシミュレーションも出てくるというのでしょうか。そういうことも踏まえるとまちとしてしっかりそういった政策を立てていかないと、備蓄品という部分でお金をかける。確かにそれも大事でもまずはそういった人たちの安全確保、そして行政が手の届く範囲というのは、防災訓練などをしていて昼間地震が来ましたとあって、社会福祉協議会など福祉課の人たちが行って助ける。そのような絵に描いたような訓練をしても話にもなにもならないのです。実際にその人たちの身を守るということは、もっと危険を予知しながらその人たちの身の安全のためにはどういった住居がなければならないのかということも含めて、政策として考えていけない問題だと僕は思っているのです。だから町長にも今、課長が言われたとおりです。住宅を建てるのは今これから予算が財源が整ったときに、そういったところに移ってもらうことが今最善なのだというお話されています。僕もそのとおりだと思います。でもそれまであの人たちをあそこに置いておいていいのというそういう思いで、今回聞かしていただきいただきたかったです。

備蓄品にお金をかけることも大事、そして減災というこの計画の中で計画的に各避難所にそういった備蓄品を配備することも大事なことだと僕は思います。でも今急がれるのは僕はその部分だと思うものだから、僕はこれは課長とかではなくて、やはり町長の政策判断、町長の考え方だと思うのです。9 月の定例会の中で質問したときには町長はすき間を埋める政策として今後やっぱり考えていかなければいけないという答弁をいただいていると思っています。ですから今回この 14 年ぶりに見直される減災、防災計画の中であそこの団地の問題というのはしっかりその中で捉えながら進めていくべきではない。計画的に進めないといけないと僕は真剣に思っているのです。後でもう少し早く何とかしておけばよかったというような話をするよりは、今からちゃんとした計画を持つのだというまちの姿勢がここでは大事なことだと思うのですけれども、その辺について最後ですからお聞きしたいです。

○委員長（小西秀延君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 萩野の身障者の住宅、再三こういう場面で一般質問も含めてですけども、問題視されるというか議題として出ています。基本的な考え方というのは、やはりあの特に 3 月 11 日以降、津波というようなことが大きな問題になって果たしてあの場所がどうなのかというのは、大きな問題というふうに押さえております。

今、防災講演会等々聞きますとその対策が云々よりも、「まずは逃げろ」というのは第 1 次的にやっぱり考えなければだめだ。そのときに時間的な余裕が出たら手助けに行くというのものもあるかも

しれませんけれども、まずは多分逃げまじょうとというのは、町のほうも町民に対していう話だというふうに思います。それではあの団地の方々が、独自で自力で遠くまで安全な場所まで速やかに移動できるかという、なかなかそうには現実的にはならないだろうという認識を持っています。そういう中で、ただしあの場所いつもでもずっと置いておいて、あの場所でいいのかとなると前回は町長がお話したとおりそのようにはならないだろうというふうに思っています。

今すぐ、こういう対応でということの手立ては、今持ち合わせていませんけれども、押さえ方としては前にもご指摘されているとおり、あの場所が果たして海岸の間際にある場所が果たしていいのかというのは、全然それでいいとは思っておりませんので、今後身障者の住宅、あるいはもう少しいうと公営住宅の全体的な計画もありますけれども、障がい者の安全をということであれば、あすこをどう対応したほうがいいのかというのは、大きな課題として私どもも押さえた中で今後の方針の中で、方向性を決めていきたいというふうに思います。

○委員長（小西秀延君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 今の副町長答弁したとおりなのですが、政策的な考え方として備蓄品約730万円、こちらのほうと障がい者施設のほうとあわせて今お話をされたのですが、まず備蓄品については町民の万が一のときの安心・安全のための備蓄品で、今ちょうど2分の1の補助が出ているものですから、それをとりに行かない手はないということで優先をまずこちらにさせていただいて、3年計画の中でその中にある備蓄品をきちんと整備をさせていただくということでございます。

今の副町長の話にいくですが、確か危険な場所ということは重々認識しておりますので、再度住人の方とも協議をして浸水の危険な地域というのも十分認識した中で、先ほど言った一度にはできないと思うのですが隙間をうめるような対策を講じていきたいと考えております。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ち方。

14番、及川保委員。

○14番（及川 保君） 260ページの常備消防費と268ページの3目消防施設費について何点かお伺いしたいと思います。

消防活動というと救急それから火災なのですけれども、救急については25年度の年報などをみさせていただいておりますけれども、若干減っているという消防長の答弁がありました。こういう高齢化時代を迎えてこれから救急活動というのは非常に重要な時代になってくるのだと思うのですが、今回の25年度減ったという要因はどういうふうにお考えになっているのか。

それからあと町立病院が救急指定になっております。以前調査させてもらったときに夜間の当直の部分で、なかなか患者の状況なども含めて瞬時に対応できないというような、病院の患者の状況を見て町立病院に連絡するのだけれども、その対応が遅れて難しいと。そういった状況が改善されているのかというのが1点。

町立病院で間に合う患者、それから町外に移送する患者、この状況が今どのような状況になっているのかこの部分でお聞きしたいと思います。

それから火災についてなのですけれども、今回の大型の6,000万円ほどの費用をかけて入れかえをするのですけれども、白老町には重要なポンプ車だと思うのですけれども、これからそういった

高度な消防車両というのは重要な案件になってくると思うのですけれども、こういった古い設備があるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 中村消防長。

○消防長（中村 諭君） 1点目の救急件数でございます。平成25年の数字が944件、平成26年が983件ということでふえております。まずここが増加傾向にあるということです。今後の救急はどのようになるのだということなのですけれども、人口統計上総務省消防庁含めて白老の人口統計からすると、30年、32年高齢がピークになるまで救急件数が増加すると私は分析しております。その移行人口規模が若干減ってくるのであれば救急件数は減るかなという予想なのですが、グラフにあわせるとそういう傾向が見られるということになっております。

救急の関係なのでございますけれども、町立病院の受け入れ体制につきましては若干よくなっている傾向はあります。以前報告された数字、管外搬送率6割強、これにつきましても若干ですけれどもよくなっている実態はございます。これにつきましては病院事務長のほうも数字的には押さえているところでございます。

あとは消防車の関係なのですが、30数年という経過、重要な車でございます。順次計画を進めないで老朽化が激しくて修理ができないというような状況になる車は想定されております。救助工作車、今第一線で活躍しております水槽付ポンプ車、これらの車両につきましては計画的に更新を進めたいということで財政、企画サイドとも調整を行っている次第でございます。修理部品その他町内の整備工場さん全面的にバックアップしていただいて感謝しますが、こういうことがないように常に24時間稼働できるような体制は整えておりますが、より早く更新をかけたいというのは消防本部の希望でございます。以上でございます。

○委員長（小西秀延君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 先ほど町立病院の救急体制のお話が出ましたのでお答えさせていただきます。件数的には27年の2月末の現在の救急なのでございますけれども、救急全体で846件のうち救急隊搬送が188件となっております。年度で押さえておりますけれども25年度については救急件数829件で、救急隊の受け入れ件数が206件と、そういう数字になっています。そしてうちの救急の体制なのでございますけれども、土日祝祭日を含む平日の時間外の受け入れ体制については、常勤医師及びほかの大学さんとか医療人材バンクを使った当直医を置いてまして、救急体制については医師1名、看護師1名の体制で救急を取っている形になっています。

○委員長（小西秀延君） 14番、及川保委員。

○14番（及川 保君） なぜここでお聞きしたかということ、これから高齢化時代を迎えて今消防長のお話があったように、救急の対応のさまざまな要因も含めてこれから確かに人口減はあるのだけれども、非常に重要な自案だと私は捉えております。そういった中で、町長がこの町立病院を存続させようということになりました。である以上救急指定というのは当然町立病院はこれからも町民の安全、生命を保っていくという立場からすると非常に大事な部分になってくるのです。そうすると町立病院と消防の救急の連携をいいますか、非常に重要な案件になってくるのだらうと私は捉えるのですが、先ほど申し上げたような夜間含め、そういったことで町民の生命に非常にまず

い状況があるということになってくるとやっぱり大変なことなのです。当直のあり方も含めて非常に重要なポイントになってくると思うのだけれども、そのあたりのこれからの改善、今消防長から改善がなされているという話がありましたが、事務長のお考えも含めて伺っておきたいと思えます。

○委員長（小西秀延君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 委員ご指摘のとおり昭和42年1月に救急告示病院の指定を受けておりまして24時間365日体制の、いわゆるうちとしては初期救急の医療機関としての機能を維持しまして、例えばの東胆振の保険医療圏の苫小牧市立病院さんだとか、王子総合病院さんだとかの2次救急医療だとか、さらには3次救急医療機関との連携をとりまして救急医療に対応しているところなのですけれども、それで特に病院の経営改善計画の中でも院長の指示もございますけれども、やはり医師、看護師、消防の救急隊さんとの連携強化によりまして、救急患者についてはできる限り体制を強化して受け入れしていくと、そういう方針になっております。その中でやはり当直の先生についても例えば内科の先生が外科系の患者さんを診てはちょっと厳しい部分もありますし、あと脳梗塞だとか、脳溢血等の脳神経科にかかわるものだとか、心筋梗塞ないしは循環器内科系、そういったこととやはり麻酔科を要するそういう緊急手術等の専門だとかそういう高度医療を用する場合については、消防隊から連絡を受けた場合でも、医者がすぐに脳神経科のほうへ行ったほうがいいとなりますと医者判断になりますし、あとはうちに入ってきた時点でお医者様が一時判断して診まして、これは急性期の病院に行くという場合にはお医者さんが次の相手先の病院等連絡と紹介状をとって、そういう形で救急に対応している状況でございます。

○委員長（小西秀延君） 中村消防長。

○消防長（中村 諭君） 町立病院との連携でございますが、たまたま席が隣で連携しておりますが、普段も町立病院と救急隊との関係、それから関係先の病院の関係、これにつきましては随時事務長と私と常に調整をとっております、改善並びにこのようなことで協議をしたらということは連絡を取り合っております。

もう1点、町立病院の看護師さんたちも救急の処置に関しましても、昨年消防のほうで講習を開いていただきたいということと、王子病院の研修これ特殊な外科の処置なのですが、こういうものも町立病院過去と一緒に参加していただいたのですが、昨年打ち合わせをいたしましてこういうものも積極的に参加したいという町立病院の申し出がありましたので、この救急につきましては消防が窓口になっておりますので、各機関と連携を取りながらそういう研修も進めていくという方向で今進んでおります。

○委員長（小西秀延君） ほか質疑お持ちの方。

4番、大淵紀夫委員。

○4番（大淵紀夫君） 簡単に2点質問いたします。毎年聞いているのですが、一つは消防広域化の問題なのですけれども、これはもう終結してもこういう考え方はなくなってしまったのかということが一つ。

それからもう一つ、職員定数の問題なのですけれども国の基準がございます。毎年聞いているの

だけでも、この充足率とそれから周辺の町村との充足率がどのような状況になっているか、もし調べていればご質問したいと思います。

○委員長（小西秀延君） 中村消防長。

○消防長（中村 諭君） まず充足率のほうからお話をさせていただきます。消防職員の基準台数というのがございまして白老町の消防の基準台数でございまして、これに関する台数の中では基準数が68人に対しまして現有数が47人、この中に47名プラス臨時で2名を雇用しておりますけれども、正職員としては47人で充足率は69.1%となっております。現在ある車両に対する基準数ということで整備指針が改正になった関係でこの2段階なのですが、基準数59に対して現有数47人で79.7%の人員となっております。

消防広域化につきましては、私のほうからお話をさせていただきますと、なかなか何回かこれは市長部局でお話をして継続しました。結果的には私のほうとしては一旦審理終わって、あくまでもやらないというわけではないのですが、現状ではできないということの結論は出ております。以上です。

○委員長（小西秀延君） 4番、大淵紀夫委員。

○4番（大淵紀夫君） 消防広域化についてはそういう形であれば結構でございます。理解できました。私も消防広域化すべきではないという考え方ですからそれはそれで結構です。

2点目ですけどこれはもちろん財政の関係でこういうことするということではないのだけれど、そういうこと含めて考えなければいけないことも十分承知していますし、簡単にはいかないと思います。国の基準が、普通のもの基本的には大体みんな守るという町の考え方です。値上げにしても何にしてもそうなのですけども、こういうものについてはなかなか、もちろん基準守らないからペナルティがあるとかきつとそういうことではないのだと思うのです。ただやっぱり安全性の問題からいったらもちろん人だけで解決できると僕も思っていないですし、100%絶対充足しなさいとそんな考え方を持っているのではないのです。何か私たちが質問して「これはひどすぎるのではないか」というと「国の基準ですから」、こういう答弁されるわけです。この部分はそのようにはならないのです。そういうところがどうもちょっと解せないところなのです。

別にいじめているとかそういうのではなくて、やっぱり基本的なここは100%は無理だということ承知しています。考え方として弾力性があるものはいろいろな部分で弾力性を持たせるか、それとも守るか、二者択一は問いませんがそこら辺の考え方の整合性をきちっと持ってほしいのです。そうでなければ、例えば国民健康保険税をあげる。国があげますから。保育所は国の基準がありますからここまで町はいきます。全部こうなのです。ここは違うのです。そこら辺は考えたほうがいいのではないですか。どのように考えるか僕もわからないけれどやはり考えたほうがいいのではないかと思うのですがそこら辺はどうですか。

○委員長（小西秀延君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 国の基準云々というお話がありました。別に言葉じりではないです。基準は基準です。法で縛られていることは法のとおりです。ですから一つ一つの事案ではないですけども法で厳格に金額の数字だとか、人数だとか、こうなっている部分については法に準じた考え

方をもっていかなければだめだというふうに思っています。そういうことからいうと、消防のほうは一つの全国的な面積だとか人口だとか、それから装備機種だとか、そういうものをひっくるめて数値化して一つの人員の基準を出しているというふうに思っていますので、このことについてはもう長いこと私も聞いていますし、国の基準とはどうなのだと、充足率はどうなのだというのは前々からご質問されている項目ですので、私のほうも十分承知の上なのですけれども、基本的にはその基準はあるというのは押さえていますけれども、私ども最低限考えるのは、やはり消防活動、救急活動に支障がない人員は何人だろうと。一つの基準はある中でやっぱり最低限という言葉が正しいかどうか分かりませんが、消防活動、救急活動に夜通し職員が交代勤務でいくときに出動する最低人員だとか、救急車に乗る人員だとか、そういう形で確保できているのがまずクリアしているかどうかというのを確認するということと、そういう中で、今 47 名という中で交替勤務あるいは出張所がある中で、勤務体制に無理がないかどうかということ消防とも十分話した中で人員の採用に至っているということで、確かに消防の総体人数はふえていません。そういう中では消防活動に支障のない人員をとということで、いってみれば最低人員かもしれませんが支障のない体制をつくるというようなことで、消防の総体人数をこちらのほうでも消防と十分協議の中では決めているということでございます。決して定員管理の数値がこのようになっているから、消防のほうも落として、こちらのほうも落としてということではなくて、やはり活動に支障のない人員の確保という考えのもとで総体に消防の職員採用についても考えていっているというようなことでございます。

○委員長（小西秀延君） 4 番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 最低人員だと、実際には今は例えば救急業務でも救急救命士をとらなくてはいけないとか、たくさん幅が広がっています。同時にその前の答弁でありましたように、標準の車両、当然今の新しい車両がどんどん出てくる中で車両を入れた場合の基準もあるわけです。ということは必然的に業務量がふえるということになるわけです。ですから私が言っているのは、もう天井知らずとにかく国の基準までいかなければだめだというのではなくて、やはり命を守る部分が自分たちの命を守れないとか、勤務がきちんとできないとかということになってしまうと大変なことになってしまうと思うのです。ですからここは今、人口が減る中でそのそういう装備がどんどん上上がることが、それはとっても大切なだけけれど、それは結果として人をふやさないで同じ状況でいけば、上がった分だけ労働強化になるわけです。ですからそこら辺は十分考慮して、とにかくふやせというのではなくて、先ほどの答弁、例えばいくら基準といっても国保だあってあげてない市町村はたくさんあるのです。苫小牧だあってあげていない。最高基準まで行っていないのです。だからそれはどちらの基準も絶対守れとかと言っているのではなくて、それはそれで町の方針としてやるのだからいいのだけれど、そこで大切なのはやっぱり町の職員も今非常に仕事が多くなっていて、なぜ人口が減るのに仕事が多くなるのというのはあるのだけれど、現実的には機関委任事務が全部降りてくる。そのようなことでふえてくるのです。それは消防も同じだと思うのです。ですから特に消防の場合現業です。ここはやっぱり、現業ではないから軽んじるという意味ではなくて、生身の人間が肉体で働くところですから、やはりそこは十分考慮して上で、ここで

消防長の意見を聞いたらなかなかそうだと言えないのはわかっていますから、僕はやはりそういうところはきちっと町側が今後考えていく必要がある部分だろうと思っていますから、聞いているのですけれども、もう一度。

○委員長（小西秀延君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 人員の配置等は消防に限らずの話ですけれども、今回福祉の分野でどういう資格の者が必要だとかそういうことも人事ヒヤリングの中では、十分そういう担当部署とも協議する中で、そういう中で当然消防のほうも今救急救命士のお話もありましたけれども、有資格者がやはり何名程度が必要だとか。そのためには研修でとらせることもあるし、救急救命士の学校を出てきた者を採用するというようなことも含めて、人事のヒヤリングといいますかそういう中では消防とも十分話しています。そういう中ではやはり先ほどと若干重複しますが、体制として何名の体制を維持しなければ消防活動に支障をきたすということがあってはならないので、そのことについては十分総体人数、それから交代人数含めて総体でどのぐらいの人数が現状は確保しなければならないのかということも十分消防とも協議の中で、体制確保については図っていきたいというふうに思っています。

○委員長（小西秀延君） 中村消防長。

○消防長（中村 諭君） 先ほど消防の広域化の関係での資料が出てきましたので、ちょっと簡単にご説明させていただきます。平成 24 年度の東胆振広域圏振興協議会というのがございまして、その総会が平成 24 年 5 月 28 日に開催されました。この中身は定住権自立構想や広域消防だけではなくて、全体の広域圏構想の中の会議でございます。その中で現状における消防の広域化は困難という結論に至りまして、ここの部分の中の規約の中に東胆振圏消防広域検討会というのがあったのですが、これが廃止されたということになっております。広域化に関しましては国の方針も道の方針もありますので、これ継続されていると判断しております。以上でございます。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。

7 番、西田祐子委員。

○7 番（西田祐子君） 消防のところで婦人防火クラブのことについてお伺いしたいと思います。

消防団活動の中の経費になるのかどこのになるのかはちょっとよくわからないので、それでお聞きしたいのです。今回のこういう白老町過疎地域自立促進市町村計画の中でも、これから少子高齢化による影響で団員の人材確保が困難な状況になるため、女性消防団員や婦人防火クラブなどの活用により平常時から地域住民と活動の連携を図る必要があるとこのように述べているのですけれども、女性消防団というのはこの中できちっと位置づけされているのですけれども、実際に婦人防火クラブというのどこに位置づけされて、どのような活動をされているのかということですか。

ことし 1 月の出初め式のきに初めて婦人防火クラブの方々が一緒に隊列を組んで歩かれたと思います。去年は確か 30 周年か何かの式典やっています。そういうのも含めまして婦人防火クラブの位置づけとそれと役割、それから人数的なものとか、今後どういうふうに計画されているのかお伺いしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 中村消防長。

○消防長（中村 諭君） 今のご質問にお答えいたします。女性消防団員は消防団ということでひとくくりになっております。男性も女性もひとくくりですべてその消防団活動経費、消防団本部運営経費の中で処理されているのが事実でございます。女性消防団員につきましては定員枠 10 名という中で、特に先ほど西田委員が言われたような女性としての視点から見る活動を展開しております。婦人防火クラブは消防本部に属しているとかそういうことではなくて日本防火協会という組織の中で、しらおい防火協会これが幼稚園の幼年消防クラブというの、全体の中で組織という。過去は少年消防クラブというのがございましたけれど、これは町内会が主体でやったのでこれは現在ございません。

婦人防火クラブの組織の数と人数につきましては、資料を持ち合わせておりませんので後ほど調べてお答えさせていただきます。婦人防火クラブどいいうことをやるかということです。家庭から火を出さないという特に火災予防を実施しております。実際どのような活動をしているかという火災予防期間中に、大きな店舗の前でPR活動していただいたり、港まつりのときにも消防と我々と一緒に消防の裏で消防イベントを開いて、その中で防火啓蒙をしていただいているのが実態でございます。以上でございます。

○委員長（小西秀延君） 7番、西田祐子委員。

○7番（西田祐子君） 婦人防火クラブの北海道の支部長さんというのですか、会長さんは確か白老町の方だったと思います。そうした中で先ほども聞いているのですけれども、この婦人防火クラブを一体どこがきちっと白老町の中で位置づけして、そして組織の中でそういう火災とかそういう部分でされるのか、その辺をちょっとお伺いしたつもりだったのですけれども。

○委員長（小西秀延君） 中村消防長。

○消防長（中村 諭君） 説明不足でも申し訳ありません。会長は虎杖浜の婦人防火クラブの本間さんが会長になっております。全道の会長も現在本間ユキ子さんが会長となっております。

位置づけとしては消防本部の予防グループの中の外郭団体という形の中で位置づけさせていただいております。事務もその中でさせていただいております。日本防火協会、消防の組織としてのこれはつながりがありますので、この中の関係の中で処理させていただいております。規則規程という中には出てきておりません。

人数については資料を持ってきていないので、今資料がないのでちょっとお答えできないのですけれども、各町内会全部にあるわけではなくて、それぞれの町内会の中で運営している団体でございます。ちょっと数が社台とか本町とか、町内会単位の婦人部だとかそのようなところが主に主体となってやっております。ちょっと数につきましては後ほど述べさせていただきます。

○委員長（小西秀延君） 7番、西田祐子委員。

○7番員（西田祐子君） 今回婦人防火クラブからチラシが来たのです。私も町内会の婦人防火クラブに入っているから来たのだと思うのですけれども、やはりきちっと少子化の中でやっぱり団員の確保も必要だということであれば消防のほうも人数とか、各町内会に働きかけるなどしてきちっとした目標とか計画とか立ててやっていただければなと思うのです。そこだけです。

○委員長（小西秀延君） 中村消防長。

○消防長（中村 諭君） 婦人防火につきましては各総会を開いて、その中で事業計画進めております。その中で私どもいろいろと関連しております。今いわれた部分につきましては我々もこれからもきちっと協力して、そこら辺進めたいと考えております。

○委員長（小西秀延君） ほか質問をお持ちの方。
確認させていただきますが、いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質問なしと認めます。以上をもって、9款消防費の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時03分

再 開 午後 2時19分

○委員長（小西秀延君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

先ほどの消防費で質疑漏れがあった部分、回答をいたします。

中村消防長。

○消防長（中村 諭君） 先ほどの婦人防火クラブの団体数と登録人数について、資料がそろいましたのでお答えさせていただきます。7団体、登録人数は587人の団体でございます。基本は町内会の女性または婦人部とかそういう名称で呼ばれている方々が登録となっております。以上でございます。

○委員長（小西秀延君） それでは10款教育費に入ります。276ページ1項教育総務費、1目教育委員会委員費から285ページ5目諸費まで。質疑があります方はどうぞ。

11番、山田和子委員。

○11番（山田和子君） 283ページの5目諸費の（1）私立高等学校教育補助金についてですが、先日保護者の方から経緯者が代わるという旨の説明会があったというお話を聞いているのですが、町としてはそれまでの経緯と今後について押さえているのかどうお尋ねします。

○委員長（小西秀延君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 北海道栄高校の経営移管につきましては、現時点においては町の三役のみで動きは把握しております。ただしこれには、委員もおわかりのように利用者があってたぐいま協議中ですので、私どももその内容的な深いところまではまだ報告は受けておりません。そして同時にこの問題は、今保護者の方というふうなことが出ておりますけれども、正式には保護者のほうにもまだ説明がないかと私は認識しております。ですから27年度で入学する子供たちや在籍する子供たち、そして保護者にとってはまだまだこれが公になるというか、なっていくというふうなことは非常に動揺があるかと思っておりますので、しっかりとした情報が出てきた段階においては、議会等含めてご説明を申し上げたいと思っております。以上です。

○委員長（小西秀延君） ほか質疑をお持ちの方。

8番、広地紀彰委員。

○8番（広地紀彰君） 279 ページ負担金の中で胆振へき地・複式教育連盟これに対しての負担金
がなされていますが、このあたりの研修の実態について伺いますが、まず本町の参加の状況のほう
は教育委員会として押さえているのでしょうか。というのは複式の担任の先生というのは学級を二つ
抱えている部分もありまして、実際に現場の先生なかなか出にくい体制、学校体制としてきちっと
出して応援していける体制でないと研修の実が上がらないのではないかとということで確認を込め
て1点。

それと281ページと教職員の研修費についてです。これは白老町のほうで教育長からの行政執行
方針にもありましてとおりに研修指定のほうがなされるということで、来年度に向け研修指定に向け
て、今年度も実施されたと思いますがそのあたりの検証をどのように押さえているのか、この研修
の成果の向上とその中身について具体的に質問します。

3点目、学習向上サポート事業これは端的に質問します。1名減というふうに説明を受けていま
すがその影響と、あと来年度の運用の方向性で内容的な話、どのように整理されているか伺います。

○委員長（小西秀延君） 高尾教育課長。

○教育課長（高尾利弘君） 先に学力向上サポートの件について、これまで平成24年度から実施
しておりまして小学校と中学校それぞれ1名ずつということで2名体制で実施していたのですけ
れども、ご存じのように知恩会の寄附を財源に充てっていたということもありまして、その財源が
なくなったということで1名分があったので、学力向上サポートこの事業も効果があるという判断
のもと1人を今回も継続していきたいということで考えています。実際には3月20日の補正にな
るのですけれども、こちらでもう1名追加して、2名体制を確保したいということで20日になり
ますけれども、そちらでまた話をしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 教職員の研修に関してでございます。まず1点目の複式教育に関しての
職員研修でありますけれども、これについては複式に関する団体のほうに加盟も図りながらきちっ
とした胆振、それから全道への研修参加は十分させております。それから町内的にも社台小学校が
長らく複式の教育実践をしておりますので、そこにおいては昨年度も研究会を開いており、そこ
に関係教員含め参加をして研修は十分なされていると思っております。

それからもう一つそのほかの教職員の研修関係ですけれども、ここに上がっているその白老町教
育研究会、町教研と称する町内での教員がさまざまな教科それから教科以外の道徳等のサークルを
つくりまして、みずから研修を行っております。

それからもう一つは、その下にある公開研究事業なのですけれども、これは町教委主体で持ち回り
で各学校に充てております。27年度は最後ですけれども、虎杖小学校が研修にあたっております。
そのほか道教委からの研修費含めて今年度26年度は、道外研修で東京のほうに3人出して、これ
から進むであろうと考えております小中一貫教育について研修をして持ち帰って、それをまた還元
する形で進めております。いずれにしろ教師塾も一つの大きな研修としてありますけれども、全体的
には本町において研修体制は校内研修も含めて、しっかり対応はできていると私は見ております
し、それを踏まえてそれぞれの研修の成果が学力向上含めて成果としてあらわれていると認識して

おります。以上です。

○委員長（小西秀延君） 8番、広地紀彰委員。

○8番（広地紀彰君） 学力向上サポート事業については理解できました。白老町スタンダードの実践として来年度に向けても数値目標も含め非常に具体的な目標を掲げているので、学力向上サポート重要だと思います。その検証として踏まえながら展開していただきたいと私のほうからも思います。

へき地・複式教育連盟に対する参加の関係わかりました。それで何を言いたいかというと複式教育の充実を図っていく時期だと思うのです。これから翌年度までの間で虎杖小学校、竹浦小学校で相次いで複式学級開設されるにあたりまして、この中でどのように複式教育の充実を図っていくかはおそらく重要になってくるだろうというに考えます。それで今その部分で学校の振興として基本的に文科省のほうからも、複式学級を基本的になしくていく方向でということより今までより強化された形の方向性を打ち出されていますけれども、実際、学校をどんどんなくしていくことが子どもにとって最善かという部分なのです。その学校振興のあり方として、その小規模の特性を活用した考え方を持つべきではないかと思うのです。一昨年議論でもさせていただきましたが、海浜留学だとか山村留学これに取り組んでいる学校の実勢例、教育長はよくご存じだと思いますが、実際これ本当にきめ細やかな教育や人間の触れ合いだとか切磋琢磨の部分、そういった部分で受け入れ体制を整えばの話ですが、こういった面について学校を活用していくと、振興していくと、小規模なよさを見つけていくと。そういう考え方について持つべきだと思います。それに関連して複式関係で、道教委での指導主事のほうでも複式教育諮問にされている指導主事いらっしゃるのをご存じだと思います。また教育大学でも、北海道自体がへき地・複式教育の全国の先駆的な地、全国の会長さんも歴代輩出しております。北海道教育大学のほうでもへき地教育の全国的に著名な研究者いらっしゃいます。共同研究だとか本町の複式はまだ始まったばかりで結構人数もある程度恵まれている部分あります。ですので、その研究の実としてこういった協働の可能性というのは大いにあると思うのですが、そういったへき地教育の充実性という部分について伺います。

○委員長（小西秀延君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） このへき地・複式教育につきましては、今委員がおっしゃったとおり北海道においては非常に数も多く学校数があつて、それに関しての教育実践的には本当に非常に高い教育内容を示しておるところです。そういう中において小規模校のへき地・複式教育をなされている小規模校のそのメリットをどういうふうにして生かしていくかというところは、確かに十分私たちも本町においても複式教育を進めている学校がありますから、それは十分そのよさを生かしながらの教育体制づくり、学校づくりを進めております。

ただ同時にやはり小規模校においてはデメリットもあります。その解消をどういうふうにして図っていくべきかというふうなあたりは、これはまたもう一つ大きな課題として取り上げていかなければならないだろうと思っております。今回、文科省が統廃合について新たな指針を出しました。その中でも統廃合ありきということではなくて、小規模の学習体制をどういうふうに進めるべきかというふうなそのことも含めて今回は、文科省は出しております。そんなことを含めまして今後本

町においても、今これにかかわっては小学校の適正配置計画を本町ももっておりますので、その部分の整合性も含めながら、考えながら今後のあり方については十分前向きに検討するべきところは検討しながら進めていきたいというふう思っております。以上です。

○委員長（小西秀延君） 8番、広地紀彰委員。

○8番（広地紀彰君） わかりました。学力向上サポートの部分がある程度担保されるという方向性を伺いましてそれで結構だと思うのです。今小・中連携型のコミュニティスクールとして教育活動一層の充実にも開かれた学校づくりの観点からも、教育内容の充実からこういった地域や保護者などを巻き込んでいくという方向性も出されています。こういった部分での学校支援の考え方として、今この方針について私も賛成しています。ぜひその地域力を使ったステップアップ教師塾や地域塾の充実もそうなのですけれども、そのあたりを先生はきちんと白老の子どもたちの教育に携われるような制度設計をしていくべきだなと思うのです。

あとはふるさと納税の活用でも、子どもに対しての指定寄附も7つで整理されるということですが、その中で白老の子どもに対しての寄附額が多いのにも驚いたのです。その応援の気持ちをどのように活用していくかということも考えながら、そういった制度設計を27年度に向けてきちんとやっていくべきだと考えますが、最後その考え方について伺います。

○委員長（小西秀延君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 教育については常々これまでも話してきておりますけれども、根本的には昔から言われているように、家庭で芽が出て学校で花が咲きそして地域で実がなると。そういうことが教育の本来の姿であると思います。ですから学校のみで教育が完結していくということは決して有り得ることではないので、今委員がおっしゃったように本当に町民が町民の皆様方に助けられながら、そして皆様が持っているさまざまな教育力を学校の中に吸収しながら、それからまた子どもたち自身もやはりか学校内のみで学ぶことなく、地域に出て体験的に学び合うというそういうシステムづくりは十分とっていきたいと思っております。

そんなことで今も学校支援地域本部事業を含めてさまざまな形で地域力を活用した教育活動を展開しておりますけれども、執行方針で申し上げたように来年度は特に28年この白老地区が小学校1校、中学校1校になるということを含めて、小・中連結型のコミュニティスクールを地域力を活用した学校スタイル、学校づくりを進めていきたいと思っております。以上です。

○委員長（小西秀延君） 3番、斎藤征信委員。

○3番（斎藤征信君） 283ページの学校支援地域本部事業について1点だけ伺います。

地域本部事業の現状と今後の発展の見通し、どのように捉えているのかそのところ伺いたいというのと、もう一つはこの事業は始まった当初からなかなか有効なものだということで評価はしてきたのですが、それは事務局をあくまでコーディネーターが1番のポイントかなというふうな気がするのです。そういう人材がこれからもずっと確保できるのかどうなのかということ。今やっている2人の先生上がりの方は私と同年代ですから本当に後継者がどのようにしていくのか、そのところをちょっと気になっているものですからその部分伺っておきたいと思えます。

○委員長（小西秀延君） 高尾教育課長。

○教育課長（高尾利弘君） 地域本部事業については何度かお答えしているのご存じのように、学習サポートを含めまして図書ボランティアだとか地域の方の応援を借りながらということをやっています。

白翔地区のほうで登録制度を設けていますけれども66名の方に登録いただいております。白老地区は登録制というのはないのですけれどもとにかくの方に手伝っていただいているという状況でございます。それでコーディネーターの役割として、直接自分がサポートに当たるという部分もありますけれども、そのほかに地域のボランティアの人たちを調整していくといういわゆるコーディネーター、調整役としての役割があるのですけれども、先ほどおっしゃっていましたようになかなか後継者が、実際今回の内情をいいますと、1人足りないということで後任は探していたのですけれども今現在まだ見つからないという状況で、なかなか学校現場に入るところもあるので、大体元校長の方だとかそういう地域で子ども会活動をされている方だとかということで選んでいたのですけれども、今そういう方も探していますので、これから探し続けなければいけないのですがそういう状況です。それで一応課題としてはそういった部分でボランティアはたくさんいた中でも、なかなか学校に入って仕事をしていくということで時間的なものもあったり、教育課程の中での昔遊びとかをするにしても、それだけの時数がとれないということでなかなかボランティアさんも、活動の場が固定されてきているという現状もありますので、そういったまた先生方の多忙化という状況もありますので、その部分で学校支援として地域の方をたくさん巻き込んで、若い方とかPTAの方々にも協力していただきながら進めていかなければならないと思っております。

○委員長（小西秀延君） 3番、斎藤征信委員。

○3番（斎藤征信君） そこだけ聞いてやめようと思っていたのですが、今抜けていたものだから今後の発展はということで萩野地域発祥が白老もやって、これからもっとこう広げていこうという方向というのがあったのかなという気がするのだけれど、そういう発展の仕方、何とか今まであったものを維持していただくだけではなくて、さらに地域的にも広げていくというその部分はどうなっているのか。そういう見通しがつくのかつかないのかそこだけ。

○委員長（小西秀延君） 高尾教育課長。

○教育課長（高尾利弘君） 漏れがありまして済みませんでした。今白翔中校区ということと白老校区ということをやっています、コーディネーターさんはそれぞれで中学校に配置しております、どうしても中学校が中心になってしまっているところもあるのですけれども、実際には各地の小学校、例えば白翔ですと虎杖小だとか、竹小だとかということの仕事というか、コーディネーター役もやってもらうということが基本的な考え方として、いろいろ広がりを持たせながら竹浦地区にもコーディネーターさんとかボランティアさんもふえてきているとそういう状況でもありますので、コーディネーターさんが調整役として頑張ってもらっていますので、そういった形で白老もそうですし、小学校も中学校も含めた形で全体でやっていく、事業を進めていくという考え方でございます。

○委員長（小西秀延君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 今のことにちょっとつけ加える形なのですが、先ほども広地委員のほうにもお答えしたように、今がやっぱり学校で教育が完結する時代ではないので、やはり地域とのかかわりは十分考えていかなければならない。そういうふうな中で当初本町においては学校支援地域本部から始めたわけです。今後はそこを少し広げた形で先ほど私が来年度試行でコミュニティスクールをここで、白老地区で初めて小中一貫で始めていくのですけれども、その方向が今後の教育の地域とのかかわりに大きくなっていくのではないかと、それはなぜかということか今まで学校評議員制度、それから学校支援地域本部事業については、どちらかということか学校へのお手伝いというふうな形でありました。ただ今後は学校が地域との連携を含めながら、学校教育に参画を地域の方がしていくというそういう流れをつくっていかねばならないのではないかなというふうなことを考えております。それが今コミュニティスクールの流れになっているわけです。ですから、今後は将来的にまだまだ難しい部分もあるのですけれども、学校支援地域本部事業だとか、それから学校評議員制度だとかそういったものも含めながらコミュニティスクールの中で学校運営協議会を立ち上げて、学校づくりを地域住民とともにこれまで以上に十分かかわりを持ちながら進めていくのが、今後の学校の一つの将来像ではないかなというふうに考えております。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑は持ちの方。

7番、西田祐子委員。

○7番（西田祐子君） 283ページの私立高等学校教育補助金についてお伺いいたします。この金額なのですが、大体生徒さんお1人当たり2,000円程度かなというふうに前に聞いていた気がするのですが、今回北海道栄高校の補助金ずっと何年も金額が変わらずにきたのですが、北海道栄高校が実際に白老町にあることによる経済効果というのはどのように押さえておられるのかなと。そこから考えてもうちょっとこの金額は考えてもいいのかなというふうに思ったのですが、まず経済効果をどのように押さえておられるか。

○委員長（小西秀延君） 高尾教育課長。

○教育課長（高尾利弘君） 最初に補助金の内容でお話したいと思っておりますけれども、今回の予算では1人当たり3,000円の401名分ということと、あと学校割として150万円を出しております。それで270万3,000円ということになっております。それと経済効果ということですので、栄高校の生徒の町内割合を押さえていますので話させてもらいたいと思っておりますけれども、平成25年度が369名中45名が町内12.2%です。それで平成26年度につきましては381人中31人が町内ということで8.1%ということで数字を上げさせていただきました。

○委員長（小西秀延君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 栄高校が本町にあることによる経済効果ということについて、金額的にどのくらいかというふうなことは正直なところ割り出したことはないのですが、実際的にはかなりの町内業者が学校運営にかかわる部分では入っていると思います。灯油関係だとかそれから寮の賄いだとか、下宿もありますし、事務用品の購入含めて一つの学校があることによる町内に落ちる金額というのは、今言ったようにいくらかというふうなことはわかりませんが、あるようには認識はしております。

○委員長（小西秀延君） 7番、西田祐子委員。

○7番（西田祐子君） 先ほど失礼しました。1人当たり3,000円で401名で学校割150万円、こういうことで今これだけ補助しているわけなのですけれど、今経済効果聞きましたけれども、今教育長がおっしゃったように学校の先生含めてやはり何年か前に一度学校のほうとお話したことはあったのです。ほとんどの先生方は前は白老町に住んでいたのですけれども、生徒の数も減ってきたということで空き家などにもなっている部分もあるけれど、実際には1億円以上は経済効果があるのでないかと。スクールバスというのですかそのようなものも含めて、そうやってきたとき今回も経営者が代わるということで正直言って3度目になるのです。町長もご存じだと思うのですけれども北海道日大高校から含めてです。

そうなったときにやっぱり白老町である程度教育のこういうものが公立の高等学校のほかにも私立の高校もあって、まして人口の少ない白老町にこういう学校があるというのを私は貴重な財産かなと思っているのです。ですから、そういうものに対してもうちょっと町としても考えていかなければ、せっかくのこういう貴重な財産がなくなってしまったら元も子もなくなってしまわないかなと思います。その辺の考え方だけお伺いしておきたかったので質問させていただきました。

○委員長（小西秀延君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 今委員がおっしゃったように、本町に私立高校1校それから道立高校1校というふうなことで2校の高校があるわけですね。そういう中においてやはり経済的な効果ももちろん十分あるだろうと思います。そのほかにも地域的には高校教育がここでなされているという、その教育的なまた文化的な意味での価値というのも非常に大きなものだというふうに考えております。そういうことでなかなか助成としては、今私学のほうに課長が言ったような割合で補助をしているわけですが、そのほか教育的な面、配慮の面では教育委員会とさまざまな形で連携をとりながら、それでこちらのほうにおいても教育委員会が持ち得るノウハウというのか、そういうふうなことも含めまして提供はしているところでございますので、十分高校のほうから要請があれば、それは答えるようにこれまでもしておりますし、今後もそういうふうなことを含めて教育委員会としては対応していきたいと思っております。

先ほど最初に山田委員のほうからありましたように、経営者の移管というふうなことも今後考えられることかと思っておりますけれども、もちろん先ほど言ったようにさまざまな形で経済的な効果が本町においてはありますので、その応分のところにかかわるところのこれから補助関係を含めまして、十分それは考えていかなければならないことだというふうには認識しております。

○委員長（小西秀延君） ほか質疑をお持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

続きまして、284ページから295ページまでの2項小学校費について、質疑のあります方はどうぞ。

2番、吉田和子委員。

○2番（吉田和子君） 小学校経費と中学校経費と同じ項目がありますのでダブルかもしれません

が、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず1つ目は287ページ、小学校を運営経費のところでの次のページの288ページの日本スポーツ振興センター災害給付のところでお伺ひしたいと思ひのですが、この給付は事故があつたときに災害共済給付の制度の給付をするためのところではないかというふうに思ひのですが、この負担金なのですけれども、これは掛金ではないかというふうに思ひるのですけれども、これは町単独でかけているものなのか、父兄の負担はないのかどうか、その点伺ひたいと思ひます。

それと25年でも26年でも構ひません。1年間でこれにかかわる小・中・高も入るのかな、保育所も入るのかな。小・中までですか。その中でどのぐらい利用されたか、けが人がいたかどうかということだと思ひるのですけれども、その辺はどのぐらいなのかお伺ひしたいと思ひます。

2点目、289ページの社台・白老・緑丘小学校の統廃合について伺ひたいと思ひます。今になって2015年の1月19日に文科省が中央教育審議会、分科会の児童生徒の少ないところの統廃合ということで手引を出されたということで、白老町もこの中では小学校は6校のうち5校が対象になるというようなことが書かれていました。理由としては白老町の小学校適正配置のすべき姿だとか、こういうことをやるという目的はが全部大体同じだつたと思ひます。その中で先ほど質問出ましたので、その複式の勉強のあり方もいろいろ工夫があるということも話してましたからいいのですが、緑丘小学校を統廃合のために26年改修しましたけれども、この手引の中で統廃合による整備経費の半額は国の補助とするということになっているのですが、もう26年に緑丘小学校はやつたので対象にはならないのかなということと、それからスクールバスも半額を補助するということになっています。今回の予算を見ると防衛の予算が大体半分近くになっているのかなというふうに思ひのですが、国の補助制度を使う考えはなかつたのか。大体半分だから同じかなと思つたのですがその辺伺ひたいと思ひます。

それともう1点293ページの小学校就学援助特別支援教育就学奨励事業費の中でちょっと伺ひたいと思ひます。これは中学校も入ると思ひますので一緒になると思ひますけれども、現在児童数の約25%がこの奨励を受けているということなのですが、この申請手続なのです。そして条件に合うかどうかと思ひのですが、この支給の申請時期とそれから支給時期はどのようになっているのか、中には生活体系が変わつてお父さんが病氣になつたとかいろいろなことで途中でも申請できるのは知つているのですが、一括して時期的に受けるときがあると思ひのですが、それはいつごろになるのか伺ひたいと思ひます。

○委員長（小西秀延君） 1項目目、3項目にに対しては、小学校・中学校両方でお答えをお願いしたいいたします。

高尾教育課長。

○教育課長（高尾利弘君） まず1点目スポーツ保険センターの負担金の関係ですけれども、こちらの負担金については保護者の負担はありません。あと実際にこの保険を使つたという件数なのですけれども、平成25年度と24年です。平成25年度で小学校のほうで30件ほどありまして、中学校のほうで48件あります。平成24年については小学校のほうで36件ありまして、中学校のほうで51件あります。内訳とか内容なのですけれども、小学校の体育授業が平成25年度でいいますと

9件ということ、あとは休憩時間だとか放課後というの13件ございました。中学校については25年ですけども、体育授業が13件ということと休憩中・放課後が17件、中学校の場合一番多いのが部活で28件ということになっております。

統合の件で手引きの件なのですけれども、先ほどおっしゃったように緑小のほうはもう小学校校舎のほうは整備費できないのですけれども、スクールバスについてもちょっと道のほうとも確認していたのですが、ちょっとまだ道のほうでも正式に情報というか、どういう形で基準的なものがないということがございます。それと今回のスクールバス購入予算につきましては、防衛の基金のほうの予算であらかじめ申請させてもらっていたものですから、今回は防衛の補助金ということで使わせていただきたいということで考えております。

それと就学援助の申請時期についてですが、年度当初に申請の書類を皆さんに配布しまして申請をあげていただいて、支払い時期については10月と3月の2回に分けて支払うという形でございます。

○委員長（小西秀延君） 2番、吉田和子委員。

○2番（吉田和子君） 先ほど言いました掛金なのですけれども、保護者負担もあるというふうには新聞には書いてあったのですけれども、負担割合があると書かれていたのですが、それはどちらでもいいです。それほど大きな金額ではありませんので、そのように書いてあったのでちょっと確認の意味でお伺いいたしました。

この事故の件数が割と多いので私もちょっと驚いたのですが、国が今回その死亡事故、05年から15年までの10年間の調査をして、その中で死亡や重度の後遺症が残ったところが832件ある中で学校に全部調査をしましたが558件から回答があったと。その中で統計なのですけれども、死亡事例のうちの約半数、死亡事例は337件なのです。その558件調査をしたうちの337件が死亡事例でその中の約半数が心臓発作だということです。その心臓発作で倒れて24時間以内に亡くなったという突然死だということが原因だということなのです。そういう調査の結果があるのですが、各学校には今AEDが設置されております。起きたときのAEDに対する対応のあり方によってかなり違うというデータもあるのです。そういった中でたしか学校はAEDの使い方の先生方の講習もしたと思うのですが、その辺で先生方が使いこなせる状況になっているかどうかということをお伺いしたいと思います。

それから学校のほうの統廃合のはっきりした手引が出されたということと、こういうふうに示されたということで私はスクールバスが半額補助ということでよかったと思ったのですけれども、違う予算を使うということですのでその辺はわかりました。

それから小学校の就学援助なのですが、今これから配布をしてそれが10月と3月になっているということで、これどうなのでしょう。入学準備金とか体操実技の用具3月に支給されるのだから間に合うのですね。進級したときに必要な学用品をそろえて入学に備えられないということがあるということがあったのです。というのはそこは3月に一斉に受けて7月に支給するというものだったのですから、私も白老町もそのような方向性なのだろうというに思ったのですから伺おうと思ったのですけど、10月というのはかなり半年後ですよ。その間というのは自己負担をしながら

やっていくのか。必要なものですから経済的に大変なところへの支給ですよ。その間というのは皆さんどのようにしているのですか、お金を借りるか親だから子どもの用意をするのは当たり前だと私は思いますけれど、できないから申請しているのだと思うのですけれども、その半年というのはどうなのでしょう。その辺のことちょっとお考えを伺いたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 柴田教育課指導主幹。

○教育課指導主幹（柴田政人君） 就学援助の申請の件についてですが、申請につきましては各学校から該当する保護者のほうに用紙を配布しております。その時期につきましては1月もしくは2月の間までに配布し、新年度当初4月入って早々に各家庭のほうから用紙を提出いただいてそして手続に入るという流れになっています。また支給については先ほど課長が申し上げたとおり年2回支給されており、その支給されるまでの負担についてはその保護者のほうから先にお金をいただいているという現状です。

○委員長（小西秀延君） 高尾教育課長。

○教育課長（高尾利弘君） 前段でAEDの話がございましたけれども、先生方にもAEDのほうの研修は定期的に行うようにしております。まして全員が全員受けているかということはあるのですが、各学校必ず先生方が対応できるようにということで職員室等にAEDを配置しているということです。

さきの就学援助費の申請の関係で、時期が10月ではちょっと遅いということもあるかと思うのですが、手続が所得の認定だとか世帯の認定だとかという手続上あるということで、それから実際に決まるのがちょっと時期がずれるということもあって、年に2回という中で期末というか半年ごとに出しているというのが今の状態です。本来吉田委員がおっしゃるようにできるだけ早くということの作業は考えていかなければと思いますけれども、4月現在だとかその年度前に出すということはなかなか現実的に所得の確認だとか、確定申告が終わってその所得が確定するのは5月だとか、普通徴収するのは6月とかというふうになりますので、その辺でのちょっと時間差が出るという状況でございます。

○委員長（小西秀延君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 支給の関係でいけば要するに10月と3月に出ます。正直なところ割合的に言えば受給される方の多くは続けてという場合が多いのです。ですから、3月支給があることによって4月の段階での一定限の学用品等を含めての対応がそこでできる状況になっているのです。改めて支給をしなければならぬ方についてはちょっと大変な部分は、正直あるのですけれども、大方は続けてというふうな方が多いものですからそのところはそういうふうな対応できておると思っています。

○委員長（小西秀延君） 2番、吉田和子委員。

○2番（吉田和子君） 先ほどの小学校の災害の対策共済のなのですけれども、これはこういった事故というか、スポーツ関係とか部活動のときとか登下校時に多いのですけれども、学校の対応はどのようにしているか。重度の場合とかそういった場合はないとは言えないですよ。もしかしたら死亡につながることもあると思うのです。そういったときにその要因がなかったのか、なぜそのよ

うになったのかということや学校が早急にその対策をきちっとしないと、今お母さん方が訴訟だとかいろいろな問題が起きています。そういった意味ではこういった事故が起きたときの学校の対応はどのようになるのか、きちっとしてつくられているのか、マニュアルとっていいのかその対応の仕方をきちっとでき上がって、どこの学校で起きてても対応できるようになっているのかということが大切ではないかと思えます。

それともう1点は、スポーツの行事のときに多いということで、これは前にも私がお話したことがあると思うのですが、このAEDを校外授業のいろいろな事業のときに持ち出していくという、もしかしたら学校に2台必要になると思うのですが、そういうふうにして何かのときに対応すると、そういった対策をとっているということで、そのことを参考にしながら、早急に心臓のときは特に5分以内に対応することが1番で、ものに書かれてあるものによっては校長先生に1回報告をしてから、そのAEDがあるところ探して先生方が走って歩いているという話もありましたけれども、そういう対応をどうするかということが、AEDの勉強はしたけれどもどう早急にその子に対応するのかということと、起きたときに学校がどういう対応をしてきちっと両親に、家庭に説明ができるかどうか、そのことをきちっと体制をつくっておかなければならないというふうを考えます。

それと小学校の就学援助について伺います。これなぜ伺ったかということ一つは入学時にきちっとものが揃えられて入学ができるということなのです。新しく新小学1年生はある程度進学ということでおぼちゃんとか周りがいろいろ応援してくれると思えますので、あまり心配ないのかなと思ったのですが、やはりそういった関係で中学校へ入るときというのは、また揃えるものも多いですので、これが3月ということで私はちょっと安心したのですが、ただ、この入学準備をするために1月に受けて3月に支給するところがあるのです。先ほど収入がはっきり決まらなければだめだとかかなんとかという、ちょっと聞こえましたが、私は1月、2月に配って、4月に来て10月まで置いて置かれなければならないというそれがちょっと不思議なのです。大体6月から7月にかけてそれぞれみんな、保険税とか全部町民にはきます。なぜこんなに時間がかかるのかなど。親が払うというのは当たり前です。子どもなのだから親が守らなければならないのですけれども、払えない家庭だから申し込んで対象になるのではないですか、それが10月までですと簡単に言うところには私は問題があると思うのです。どうでしょうか申請するのは喜んで申請しているのではないと思うのです。大変恥ずかしい思いをして本当に申しわけないと思いで申請する方もいると思うのです。そういった中で子どもが学校に行って中へ入ったときに、ほかの子と違うというそういう貧困格差ではないですけど、揃えられないでいるということの格差をつけない。子どもにそういう思いをさせないということのものだと思うのですが、その時期的なことをもう少し考えることができないかその点辺、これ最後ですので終わります。

○委員長（小西秀延君） 高尾教育課長。

○教育課長（高尾利弘君） 今の入学準備金のほうの話ですけど、先ほどの訂正というわけではないですけど、直接教材費ですか修学旅行の部分については保護者が負担しないでも学校に出した形でやるという方法もとってはあります。それと入学準備金につきましては、ちょっと

先ほども所得だとかの関係を話しましたがけれども、実際そこは確定しないとできないのですけれども、実際に3月に出るところがあるということで、ちょっとその方法とかは確認してから対応できるものは対応していきたいなというふうには考えております。

○委員長（小西秀延君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） AEDの関係、子どもたちの事故の対応というふうなことなのですが、各学校においては基本を含めて必ず危機管理マニュアルをつくらせて持たせております。ですから、それを基にしながら必ず年度初めに、まずは全職員で確認をさせておりますし、それからものの手当に関するAEDの場所も含めながら、手当に関する器具等の確認もその時点ですてしております。ですから、事故の多くは先ほど委員のほうからも件数含めて挙げられておりますけれども、実際に多いのは部活動のところなのです。中学校では特に部活動でのけが・事故というのは非常に多いです。ですからそういうところについては特に担当者については、その部活動を始める前にか4月の段階で学校として必ず注意を促すようにしております。保護者との連絡体制もきちっとするように連絡網をつくったりしております。

あとAEDの場所については、必ず各学校で大抵は教頭の後に置いてはあるかと思えます。場所は必ず決めております。それから行事のときには全校でやる運動会だとかそれから体育大会だとか、そういう避難訓練のときもそうですが、必ずそれは担当する教員が背中に背負うだとか持つだとかそういう対応をしております。ただ学年ごとに校外に出てやる場合については1台しかありませんので、なかなかそれは十分持っていくというふうなことはできませんけれども、行った場所にそういうものがあるかどうかの確認は事前にするようには各学校ですてしております。

○委員長（小西秀延君） 2番、吉田和子委員。答弁漏れの箇所どうぞ。

○2番（吉田和子君） 事故対応のマニュアルはあるということなのですが、事故後の対応の仕方、どのように対応したか、どのように親に説明したか、そのことに対してどのように不満がないような、訴訟にならないような対応をするための教頭と校長がきちんと対応するのだとか、そういったことがきちんとできているのかどうか。そういうことで問題が起きることが大変多いと先ほども言いましたけれども、そのときの対応をきちんとわかっていて、その後の対応このようなことで対応して、このようなことが原因で、このようなことだということが親御さんのところまで行くのに結構時間がかかるという、そういったことがかなり多いということなのです。事故後の対応をどのようにされているのか。

○委員長（小西秀延君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 事故が起きた場合については事故の状態を見まして即座にけがの状況を見て、親のほうにまず一報を入れます。病院に連れていくだとか、それから今学校でこういうふうな処置をしているだとか。そういうふうなことをまずしまして、そのあと救急車を呼ぶ必要があればその対応をしますし、それから必ず病院につれていく場合については、教員がついてそれからそのあと教頭がしっかりと確認をする状況をとって、それから時間を見てから親のほうには事故のときの経緯を含めてお話を申し上げながら、そこについて疑義が親のほうからある場合につきましては、再度しっかりとした調査を含めて親のほうには報告を申し上げて対応をとっております。

ただいろいろな場面が正直なところありますので、親御さんの捉え方と学校の処置の差というところの押さえ方が、差があるときは正直なところあります。その時にはしっかりとした対応は、校長を含めてとるようにはしておりますし、それから病院へ運んだ場合についてもその状況については、学校からだけではなくてきちっと処置した医師からもそのことのお話はしてもらうように、保護者とやり取りはしております。

○委員長（小西秀延君） 2番、吉田和子委員。

○2番（吉田和子君） その状況によっては警察にすぐ連携をとるということも考えられますか。警察に通報する問題があるのに、警察への通報がおくれてそのことも問題になるということが多いようなのですが、その事故の状況によっては警察も含めてということになるかどうか。

○委員長（小西秀延君） 古俣教育長。

○教育課長（古俣博之君） 事故の原因が明らかにこれは傷害にかかわる部分だとか、それからいじめとか、そういうふうなことに直接的に判断できるというふうなことでの学校での押さえがあれば、それはもちろん警察のほうにもそのことについては報告するような、本町の場合は警察等との連携体制ではそういうふうなことで協定を結んでとっておりますのでやっています。

○委員長（小西秀延君） 岩本主幹。

○教育課主幹（岩本寿彦君） 先ほどの就学援助の支給につきまして、年に2回ということに回答させていただいたのですけれども、確認にしたところ品目によってはその年2回とは別に支給している品目もございますので、例えば委員おっしゃられる新入学に関する部分につきましては4月の下旬に支給をしております。修学旅行費につきましても7月下旬、それと体育実技用具費というのがあるのですが、これにつきましては年明けからスケートが始まりますので、そういったスケート靴の購入等に対応できるということで12月下旬に支給しているというなことで品目によっては一部そういったことで支給している品目もあるということがございます。

○委員長（小西秀延君） 確認いたします。まだ質疑お持ちの委員の方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 小学校費についての質疑はここで打ち切りといたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時19分

再 開 午後 3時30分

○委員長（小西秀延君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

引き続き教育費の質問を続行いたします。294ページから303ページまでの3項中学校費についてであります。質疑のあります方はどうぞ。

11番、山田和子委員。

○11番（山田和子君） 299ページの中学校耐震化対策事業、これは教育長が教育執行方針のときにインクルーシブ教育の推進ということをおっしゃったのですが、これのための環境整備と捕らえてよろしいかどうか。

あと順を追って2階、3階の多目的トイレ設置及び改修工事を行う考えであるかが1点。

階段昇降機をつける予定ですが、こちらの補助は生徒に任せるのか、あと教員が必ずつくのかそ
辺についてお尋ねします。

○委員長（小西秀延君） 高尾教育課長。

○教育課長（高尾利弘君） まず最初にインクルーシブ教育の考え方ですけれども、本来インクル
ーシブ教育というのは同じ教室で一般の生徒と教育を受けるというような世界的にも、そういう方
向性の考え方になっているという部分でして、はっきりわからないのですけれども今現在では、特
別教室での普通の日常的な授業を受けたりとかということにはなるのかなと思っております。

それとトイレ等は今1階だけでございまして、今回耐震化ということで工事上げさせてもらって
いますけれども、本来大規模改修をしたいなというところの中で、国の補助等がいつも年度末の補
正をかけて国の補正の中で繰り越しとして実施しているのですけれども、そういった関係で今回耐
震化だけということになってしまったのですけれども、今後学年が進むにつれて特別教室が1階で
ということでしたらそのまま1階だけでということ考えています。ただ授業中の移動があるとい
うことも含めまして今回昇降機ということで設置させていただいておりまして、ただ昇降機とい
ましてもなかなか状態によっては、補助必ずつかないと車イスから昇降機に乗ったりとかできない
ものですから、本来エレベーターをつけたかったのですが、なかなかそのようなこともできないと
いうことで基本的にはその特別学級の先生、担任の先生だとかに補助をいただきながら移動をする
ということになるということで考えております。

○委員長（小西秀延君） 11番、山田和子委員。

○11番（山田和子君） 白老町の教育においてソフト面ではかなり充実していて、ほかの市町村
の教育関係者からも随分しっかりやっけてうらやましいという声を私は聞きますので、大変胸を
張って「そうですよ」と返答しているのですけれど、ハード面においてやはり環境整備については
ちょっともう少し頑張ってもらいたいと私自身も思っているのですが、トイレについては特に予算が厳
しい中ではありますけれども、改修については将来的になるべく早くしていただきたいと思うの
ですけれどもその辺のお考えはいかがでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 高尾教育課長。

○教育課長（高尾利弘君） おっしゃるとおり設備的に古くて、今回竹浦小学校も移転したりとか
いう部分もあるのですけれども、うちとしても今後ほかに耐震化工事をしていかなければなら
ない部分だとか、あとは萩野小学校と、今竹浦中学校に移転する竹浦小学校、そこもやっけてい
くということで耐震化改修をちょっと優先されなければならないのかなということは考えております。ただ
そのあとで財源のつき具合になりますけれども、先ほども言ったように大規模改修ということでそ
れぞれ考えております。なかなかその耐震化だけやっけてもちょっと壁が落ちてきたり、耐震化だと
躯体の壁の強化だとか柱の強化だとかというふうになりますので、やっぱり大規模改修も同時にし
ていかなければならないということでは考えていますので、財源等確保しながら進めていきたい
という考えであります。

○委員長（小西秀延君） 11番、山田和子委員。

○11番（山田和子君） インクルーシブ教育について障がいのあるものとないものが共に学ぶ仕組みのための、障がいのある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮の基礎となる環境整備をという意味で捉えているのですけれども、今回入学される方は私は一緒に学習されると思っていたのですが、特別教室で別に勉強されるということなののでしょうか。そうであれば2階、3階のトイレの改修もそれほど急がなくていいのかなと思うのですけれども、そのまま2階、3階に学年が上がるごとに上がっていくのかなという考えでおりましたので、そうであれば順次追って急いでやるべきかなというふうに思っていたのですがその辺についてお尋ねします。

○委員長（小西秀延君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） インクルーシブ教育の捉え方については今委員がおっしゃったような、要するに障がいを持つ子にとってはどういう教育が本人それから保護者にとってニーズを求めて、その自分の学習権を行使するかというふうなことでの対応のあるべき教育システムだと。そういうふうなことに立っていえば、実際的には今というか今後28年度に入ってくる子どもについては肢体の障がいであって、要するに知的な障がいはないのです。ですから基本的には本人と保護者の意向は要するに普通学級において授業を受けたいと。ただしなかなか普通学級だけでは、学習全般にわたってはできないから補助的な意味で、だんだんだんだん筋ジストロフィーを持っている子どもですから、症状が重くなってきていることもあるので、今特別支援学級というふうなことでなっております。そういうふうなところを加味しながら普通学級でいかに学校生活を保障していくかというふうなことで対応をしていかなければならないと思っております。

ですから、今トイレのことだけでいえば、まず基本的な生活部分は1階ですから、ですからその部分の確保はしようと、そういうふうなことで今の時点では考えております。ただ今後その子の親とも話をしているところは、その子の症状を含めて今後くどういふふうに進むかによっては再度または考えていかなければならない部分はあるかと思っております。

○委員長（小西秀延君） 11番、山田和子委員。

○11番（山田和子君） 障がいのある子と障がいのない子が共に同じ校舎内で生活することによって、思いやりの心ですとか感謝の心がはぐくまれるいい環境になるようにこちら側としても配慮して行ってほしいと思いますのでよろしく願いいたします。以上です。

○委員長（小西秀延君） ご意見としてでよろしいですか。11番、山田和子委員。

○11番（山田和子君） いいです。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑お持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

続きまして304ページ4項幼稚園費、1目幼稚園費から311ページ5項社会教育費、2目公民館費まで質疑があります方はどうぞ。

2番、吉田和子委員。

○2番（吉田和子君） 305ページの幼稚園就園費補助金のところでお伺いしたいと思います。

この中で私立幼稚園の入園料、これは入園料に対して国の補助の分だと思うのですが、その下の

私立幼稚園就園奨励費というのは白老町は私立の幼稚園ですけれども、その幼稚園の保育料に関して収入等に応じて減額がされていると思うのです。今回特に5歳児の保育料を無料にするというのがなかなかできなくて、幼稚園だけ270万円以下で非課税の家は3,000円でいいということになりました。そういったものは国で措置費用を出すということですよ。それでこの810万9,000円になっているのですが、これは私は決まった金額だけ払えばいいというふうに思っていたのです。ところがそうではなくて一旦払ったものを後からこの800何十万円から本人にお返しするというふうに伺ったのですが、それでよろしいのでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 渡辺主幹。

○子ども課主幹（渡辺博子君） ただ今の就園奨励費についてお答えいたします。就園奨励費については各世帯の市町村民税に基づいて額が決まります。その前に一旦各園で決めている保育料を支払うこととなります。一旦支払ったあとにその市町村民税に基づいた就園奨励費を保護者の方にお返しするというような流れになってございます。

○委員長（小西秀延君） 2番、吉田和子委員。

○2番（吉田和子君） また無理な質問かもしれませんが、所得の申告ですから7月くらいにならないとわからないとか、10月くらいにならないとそれがわかりませんということですが、私は何のための補助なのかと思うのです。減額措置というのはやはり毎月みなさん給料で生活してその中でやりくりしているのです。その収入に応じた保育料というのが決められるのです。それが一旦は払いなさいと、それが支払われるのは10月くらいになると伺ったのですけれども、委任払いとか、そういった制度をとれないのかなと思うのです。おかしいと思って私これにはすごく不満なのです。国の措置でお金出しますと言っているのに、それが町の申告どうのこうで引き延ばして一旦は幼稚園のお金を払いなさいと。払い終わって10月ころになって決まったら何か月分か戻します。一般家庭子育ての家庭は毎月毎月の収入で生活しているのです。その辺をもうちょっと考慮していただいて、介護保健も全部そうですけれども回収しても何しても9割は委任払ができるのです。そういった制度にできないのかどうかその辺ちょっと1点伺いたいと思います。

それで次にあと2点伺います。子ども子育て支援法が定まって幼稚園費でいろいろな制度のことで説明というか予算にも計上されました。そこで伺います。今若いお母さん方の家庭は働いている方が多いです。その周知の方法を前に伺いましたけれども、広報とかそういったことで周知をしているということなのですが、ある地域でこのようにやっているのです。この間も話がありましたけれども、子育ての専用サイト総合的専用サイトを開設するというのです。そしてそこに子どもの情報を一元的に提供する。そしてその開設をしてからその全部、妊娠前から妊娠時期、出産、乳児、幼児、障がい児などの項目に分けてきちっと子ども放課後教室も入っています。児童館のやり方も入っています。それと同時に転入してきた方々にもわかりやすいように、その中では町が行っている子育てに関する講座やイベントの紹介までするというのです。

そしてもう1点は、親たちもその中に交流イベントの情報を入れたりして、そしてそのいろいろな情報を若い子育ての家庭に流していくと、そういう手法をとっているのですが、その点を町として今後広報ではなかなか、私たち広報で1回アンケートとったことがあるのですけれども、若い人は

町が出している広報はほとんど読んでいません。広報だけではなかなか行きわたらない。せっかく苦勞してつくったこれだけの計画ですのでそういった方法を取れないかその点伺いたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 渡辺主幹。

○子ども課主幹（渡辺博子君） 1点目の委任払いにできないかというお話でございます。この支払時期がやはり幼稚園の就園奨励費についても現在10月くらいになってでございます。支払時期が遅いということでちょっと支払い時期については、もう少し早い時期にできないかということも含めて、委任払いについてもちょっと検討させていただきたいと考えてございます。以上です。

○委員長（小西秀延君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 今もう1点、子どものそういう情報を一元化して総合窓口のようなものをつくれぬかというお話なのですが、各地域、先進地事例ではそういった形でインターネットを使ったりしております。うちのほうも今吉田委員に言われてちょっとお言葉を返すようなのですけれども、広報とかそういったもので一生懸命去年から子育ての欄をつくったり、それから子ども子育て会議の内容とかそれそういったものもインターネットで全部の資料が掲載されるようになっております。ですのでそういったところもう少し、関係課それぞれ全体的に子ども課だけではなくていろいろなそれぞれ子育て支援に関する担当課ございますので、そちらのほうとも十分検討してどんな形になりますか、当然検討させていただきたいと思っておりますのでよろしく願います。

○委員長（小西秀延君） 2番、吉田和子委員。

○2番（吉田和子君） 今のいろいろな子育ての会議のいろいろなあり方も全部インターネットで流していますと。子育て家庭がほしいのは会議の内容ではないのです。決まってどういったサービスが利用できるかということなのです。だから本当にそういったもの要点をきちっとまとめて使い勝手のいいものを出しなさいというふうに言っているのです。会議のあり方ずっと述べられてもだれも見ないと思います。見ている人がいるかもしれませんが、子育ての親にとって何が必要かといったら、自分に何が必要で何が役に立つのか、町で何をやっているのかということを知ることだと私は思っています。そのことをきちっとお知らせをするというサイトにしていただきたいということを言っています。

それともう1点、今お話があったように本当に子育てのお母さん方、前からいろいろな議論をすると、忙しいから情報を出しても知ってもらえないことが1番悩みだといった答弁も前にあったのですが、こういった制度それから相談体制をきちっとする。そしてそれをコーディネートする役。そういう相談体制を持つ必要が今後あるのではないかというふうに思うのです。というのは利用者専用の支援専門職員というのを置いているところがあるのです。相談を受けたら各課にまがりますよね。

私前に各課にまたがるから子育て包括支援センターをつくったほうが良いといったのですけれども、そこに支援員を置いてその支援員がこのサービスはこことここです。そういう全部各課につながられる相談を受けてそこで終わるのではなくて、つなげてあげられるそういう相談体制も必要だと思っておりますがその点伺いたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 坂東子ども課長

○子ども課長（坂東雄志君） 今吉田委員から1つ目の、私どものほうで広報とかそういった部分で示しているということだったのですが、それではちょっと足りないのではないかというお話が一つあったのですけれども、そこの部分についてはこれから当然インターネットの中にも、仕組みとかそういったものを今回も4月号、新しい広報では今回進める子ども・子育てについてのそういった制度の説明とか、広報では足りないというのですが、そういった部分をやっていきたいと思っています。それを踏まえて当然、広報に載せればデジタルな形になるので、それはインターネットの中、ホームページの中にも当然掲載できると思いますので、それすぐできるのではないかと思いますので、広報と同一の形でその部分はインターネットでも流せるようにしたいと思っています。

あともう1点です。一応そのつなぎということで当然今吉田委員のお話がありましたように、子ども・子育てというのは多方面にわたるそういう施策の全部を輪切りにしたような形でいろいろな課にかかわってくる部分です。ですのでこの部分についても今後、これから平成27年4月から本格的に施行するわけですが、その施行した中で当然いろいろな問題出てくるかもしれません。そういったことも踏まえながら総合的にこれから検討させていただきたいと思っています。

○委員長（小西秀延君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 今の子育てに対するの町としての支援というふうなことで大きく見ますと、やはり少子化対策をどういうふうにしてやっていくか、人口減対策をどうするかというところに大きくというかわる政策的な課題だというふうに認識しております。ですから先日氏家議員の代表質問のときにも1答目でお答えさせていただきましたように、今子育て支援というのは単なる、今のうちの町で持っている子ども課という非常に最初は斬新的な、本当に意義ある課としての誕生があったのですけれども、今こういうふうにして少子化が進む中においては、いろいろな関連性を持ちながら総合的に対策を組んでいかなければならないそういうところになってきているかというふうに認識しております。ですから、今出されたような専門職の配置についても社会福祉士だとか、それから臨床心理士だとか保健師だとか、そういうふうな保育士も含めまして本当に総合的にかかわるような体制づくりを今後やはり考えていかなければ、本来的な少子化対策にはなっていないのではないかなというふうに捉えております。これは今後の本町における大きな課題であり、それと組織的な本当に課題というふうに強く認識をしながら今後検討をさせていただきたいと思っております。

○委員長（小西秀延君） ほか質疑ございますか。

〔「なし」〕と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

続まして312ページ3目図書館費から323ページ7目青少年センター費まで、質疑あります方はどうぞ。

〔「なし」〕と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

続きまして、322ページ6項保健体育費、1目保健体育総務費から329ページ7項給食施設費ま

で質問あります方はどうぞ。

8番、広地紀彰委員。

○8番（広地紀彰君） 端的に質問します。327ページ白老食育防災センターの運営経費にかかわってです。これは昨年度対比で1,450万円ほどのアップということで、その内訳のほうで議論したいと思うのですが、まず管理栄養士さんが配置できるということは喜ばしいことでこの部分について理解していますが、水光熱費が昨年度の予算で見ると、昨年の予算で387万3,000円です。今回1,361万円ということで1,000万円近く増になっておりますが、これは具体的にどのような要因によるものなのかについて説明を願いたいと思います。

それと13の委託料なのですが、概要の説明については計画したときに受けたので理解しています。ただこの見直しのタイミングだとか、このあたりについてももう少し細かく委託の中身について教えてください。

○委員長（小西秀延君） 葛西仮称食育防災センター開設準備担当課長。

○仮称食育防災センター開設準備担当課長（葛西吉孝君） ただいま運営経費関係のご質問ということでございますけれども、全体としまして議会への当初この建設を始めたときの経費の試算額ということで、私ども提示させていただいております。その運営経費でいきますとトータルで7,177万9,000円これが議会で提示の額でございました。今回の予算上は7,559万2,000円というような運営経費の予算になってございます。その中身ですけれども、当初は設計段階で示していた数字のときと比べまして例えば電気料ですが、それが25年の9月に平均11%値上げになっております。そのあとに昨年11月、ここにつきましても平均で20.32%の値上げトータルで33.56%電気料ひとつとっても値上げがされていると。それから重油代ですけれどもこれにつきましても、今一旦下がっていますが当初と比べると21%ほど値上げになっております。それらを含めると405万2,000円の物価変動の上昇、これが影響しているといったようなところでございます。その影響を差し引きますと真水で増額になった分が130万7,000円でございます。これについては機器の設置に伴います正確なある程度の数字を、例えば一つの機械を動かしたときの電気料ですとか水の使う量ですとか、それらをコンサルに再試算をさせた結果、真水の部分で物価変動分を除外すると130万7,000円の増額になってしまったということでございます。

もう1点つけ加えさせていただきますと、今委託関係の話出ておりましたが、委託につきましては当初私ども上限額を4,271万1,000円で設定しておりました。それでプロポーザル方式で募集をしたところ、契約金額としては4,175万8,000円の、95万3,000円の減ということでの委託契約を結ぶ形となったということの中で、真水の部分では先ほどの分と差し引きますと35万4,000円の増といったような経費の内訳ということになってございます。

それともう1点ですけれども委託の流れということですが、今回私どもこの施設をつくるに当たりまして、食育の部分とどうしてもその防災機能をからめた中で施設の建設も進めていかなければならないといった状況の中で、それらを網羅できる業者さんのほうへお願いしたいということの中で公募をして、それらのノウハウを持っている業者さんの中でプレゼンをしまして適切な業者を選定させていただいたといったようなことになってございます。3年契約でございます。それも一括

して3年契約ということにしております。

○委員長（小西秀延君） 8番、広地紀彰委員。

○8番（広地紀彰君） わかりました。それで実際あの施設どこにも負けないだけ立派でさらに衛生面でも充実している半面、需用費がどうしても高くなってしまっている部分について一定の理解はできています。ただ例えば対策面の話なのですけれども、実際こまめに節電に努めたりとか、そういった部分についてはということもあるかと思うのですが、特定事業者に対しての安い電力の導入だとか、そういった部分の検討のほうはされているのかどうかについてを伺いたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 岩城総合行政局長。

○総合行政局長（岩城達己君） 特定規模電気事業者のご質問ですので、私のほうから行革の一環で全施設を対象に行っています。ただいまのご質問の施設はまずまだ供用開始していないということでそのテーブルに乗らないのです。1年後にどれだけ電気料がかかって新電力を使うことによってこれだけ安いかどうかという入札行為になりますので、今の段階ではどれだけ電気料が実績としてあるかというの不明なわけです。ですので例えば役場庁舎も昨年入札は前年度の電気がどれだけ使われて、新電力に移行することによってどれだけ下がるかと。そういう対比の中で入札行為を行っております。今回の場合は4月から来年3月まで電気がどれだけ使われて、来年多分入札に上がってくると思いますが、1年後の経過で始めて出てくると。入り口の段階で新電力でいくらになるかという競争はまだできないというこういう部分があったので、今回この施設についてはテーブルにはのらなかつたということで、今後この部分が出ていくというふうに考えています。

○委員長（小西秀延君） ほか質疑のお持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

続きまして330ページから341ページまでの11款災害復旧費、12款公債費、13款給与費、14款諸支出金、15款予備費についてであります。質疑のあります方はどうぞ。

4番、大淵紀夫委員。

○4番（大淵紀夫君） 諸支出金についてお尋ねをいたします。繰替運用分なのですけれども、残金があと2億円と、今回は3,000万円返すわけなのですけれども、この金利払っているのですけれども、町に払った金利の金額、パーセントがどれくらいかということと、これは長く引っ張って返したほうが町の財政にとっては有利だというふうな理解でいいのか、あとみんなの基金と役場と公共施設とこの三つで繰替運用2億円が終わるのかどうかその辺あたり。

○委員長（小西秀延君） 安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 諸支出金の繰替運用の部分の残高におきましては、27年度今回3,000万円繰替運用戻してあと2億円でございます。この内訳につきましては庁舎管理建設基金が1億8,000万円と残り都市公園づくり基金が2,000万円というような状況でございます。

また各種基金を用いて町の資金繰りのために用いる金利でございますけれども0.105という低い金額でございますけれどもこの中で運用しております。以上でございます。

○委員長（小西秀延君） 4番、大淵紀夫委員

○4番（大淵紀夫君）　ということは、逆に言えば長く引っ張って返したほうが町としては有利だというような理解をしたいと思います。

1 答目で聞かなかったのですが予備費の考え方なのだけども、記憶によれば去年あたりからちょっとよくなったけれど、その前がずっと400万円ぐらいではなかったかなという記憶があるのですけれど。これは何か基準があって決めていのでしょうか。端数も予備費になっているのです。それはそれでいいのですけれどなぜでこういうふうになるのか、一般的に言えばこれはこういう形で組むという何か根拠があって組んでいるのでしょうか。

○委員長（小西秀延君）　安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君）　本年度につきましては500万円でございますけれども、昨年度はこの前年度の欄をみていただければわかるとおり690万円ということで、基本的にこの金額の積算の根拠はございません。全体の歳入歳出予算が今回89億円にしたものですから、その差額といたしましょうか。この89億円たまたま切れのいい数字になったものですから、最終的に500万円から600万円の間にこういう予備費を計上しております。用途については不測の事態でどうしても既定の予算があるけども、そういう足りない部分に充当するだとか、もしくは通年議会でございますのでそのようなことはないのですけれども、突発的な事故でどうしても急きょ直さざるを得ない施設だとか、そういうものにあてがっていくというのが予備費でございます本年ちょっと何件か対応しました。そういうことで全く根拠はございません。最終的な端数の調整でもこういう金額、ただ端数が出たので100万円でもいいのかということになると、それはならないような状況でございますやはり例年500万円から600万円ぐらいの範囲内で計上させていただいております。

○委員長（小西秀延君）　4番、大淵紀夫委員。

○4番（大淵紀夫君）　今の件ですけれど、要するに財源留保とは違った考え方というふうな理解でいいですか。

○委員長（小西秀延君）　安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君）　全く財源留保とは違う考え方で、あくまで予備費としてを一つの科目として設置して先ほど目的については、突発的な事故でどうしても次の議会まで間に合わない、今すぐ執行しないとイケないというような、不測の場合が生じた場合にこの予備費を流用させていただくとかという目的に使うという財源でございます。

○委員長（小西秀延君）　ほか質問お持ちの方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君）　質疑なしと認めます。

続きまして、344ページから361ページまでの給与費明細書、地方債残高見込額調書、債務負担行為に関する調書についてであります。質疑のありますは方どうぞ。

4番、大淵紀夫委員。

○4番（大淵紀夫君）　債務負担行為の関係で日本航空学園の損失補償の債務負担がありますけれども、あとこれどれぐらい残っているか。たしか来年あたりで終わるような気がしていたのですけれどもその点いかがでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 暫時休憩いたします。
休 憩 午後 4時07分

再 開 午後 4時09分

○委員長（小西秀延君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。
安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 大変申しわけないです。私の担当ではございませんの資料だけ借りましたので、債務負担行為の258ページに載っておりますけれども、債務負担に関しましては27年度、次年度で終わります。2月末の残高は2,978万円まだ残高は残っていますが、28年の2月末日で償還は全額終わるというふうな状況でございます。

○委員長（小西秀延君） 4番、大淵紀夫委員。

○4番（大淵紀夫君） これは10数年かかってここまで来たわけですがけれども、これが終わると日本航空学園との関係でいろいろ学校経営等々含めてあったわけですがけれども、この終わった段階での協議というのが何かございますか。

○委員長（小西秀延君） 暫時休憩いたします。
休 憩 午後 4時11分

再 開 午後 4時12分

○委員長（小西秀延君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。
藤澤主幹。

○産業経済課主幹（藤澤文一君） ただいまのご質問でございますけれども、日本航空学園とは平成6年に白老滑空場設置に関する覚書ということで取り交わしております。白老スカイスポーツ基本プランこれを実行した暁には、今ある滑空場を譲渡しますといったような覚書を取り交わしております。その基本プランの中で当初操縦課なる学科を設置するといったような内容になっていたのでございますけれども、今実際に設置されている学科については国際航空ビジネス科という形で設置をされております。平成14年の段階で今の校内を購入なり改修するに当たって、白老町が2億5,000万円の損失補償をしているといったところで来年の3月末で全て償還については終わるわけなのでございますけれども、その段階で今の滑空場の施設を譲渡したほうがいいのか、あるいはそうではないかといったようなところはあえて改めて協議を持たないとならない。というのは平成24年6月の段階でそういった懸案事項がありますよということで、学園側ともそういった協議は1度は持たせていただいております。それで、今後今の国際航空ビジネス科の設置をもってオーケーとするか、あるいは当初プランに盛り込まれていた操縦課が設置されていないので、それは譲渡しないというふうにするかは今後の協議になりますけれども、例えばこれを仮に白老町が持ち続けたときに、滑走路が劣化してきてオーバーフローに相当の費用に係るですとか、そういったことも想定されるものですから、この件につきましては今後学園側とも慎重にちょっと協議をしていきたいなというには考えております。

○委員長（小西秀延君） 4番、大淵紀夫委員。

○4番（大淵紀夫君） よくわかりました。何で質問したかというと先日産業厚生常任委員会で航空学園とお話をしたのです。それでそのメンバーは皆さん知っていて僕が今ちょっと聞いたところなのですけれど、やはり白老町の将来にとっては非常に大切な課題であろうという意見は議員の中では認識が一致しました。それで早くこの問題をきちっと解決をして、できれば何か今行ったところによると100%の就職率ということで、まだまだ生徒さんもいらっしゃるし町にお願いしたいこともあるというようなお話がございました。そうなりますと若い方がたくさん白老に入ってくるということはとってもすごく素晴らしいことだと思うので、町側も早く誠意をもって航空学園といろいろなお話ありましたけれど、現実的にはやっぱりこれは非常に白老町にとって、現段階まで見ると一時はいろいろなことがあったけれども、プラスになっていると思うのです。先ほどもありましたように経済効果もかなりあるようですので、そういうことでいえば誠意を持ってきちっと早くこちらからもアプローチをします。町側からもアプローチをすることが必要かなと思って聞きをしたわけですがそれでもそこら辺のところ。

○委員長（小西秀延君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 先ほど担当のほうから答弁したとおり、そういう課題が残っているというようなことと今後どうするかというようなことにつきましては、前段で一度交渉は持っていますけれども、改めて期間が迫ってきていますので、改めて私のほうからもステージに向けて協議を進めたいというふうに思います。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑お持ちの方。

5番、松田謙吾委員。

○5番（松田謙吾君） 今の大淵委員の質問に関連して私も一言申し上げておきたいと思います。この航空学園、今の経過はそのとおりなのです。今はパッセンジャーしかやっていない。操縦課はやっていないです。今まで投資した白老の投資額は約8億円なのです。600メートルの滑走路と橋をかけてやるまでこれが大体6億何千万円なのですが、それから200メートルの滑走路も追加して、今800メートルになっているのです。約束は160名2学部、これを萩野に設置する。新設する。そしてこれと完成した時点で等価交換をする。これが約束なのです。今操縦課やっていないです。千歳校の生徒たちが来て使用しているようなのですが、私はこれはただ簡単に決める問題ではないと思うのです。無償譲渡を延期したのはこの議会なのですが、多くの先輩議員もみな退職していません。この方々も含めてこの無償譲渡延期を約束したことなのです。これはただ議会だけで、町長がいいと言って決める問題ではない。これはやっぱりまちの財産だし、町民の意見もそれから今言ったように平成6年から携わった議員がたくさんいます。こういう方々も私は意見があると思うのです。ですから約束事は約束事なのです。ですからその約束がなぜできなかったことか、こういうことも含めてきちっとした対応をすべきだと私はこう思います。この意見はいいです。今大淵委員の意見にそって行っただけですから、そういう考え方で私は進めていただきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） ご意見としてでよろしいですね。

○5番（松田謙吾君） 意見でよろしいです。

○委員長（小西秀延君） 訂正があるそうでございます。安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 私、先ほど大淵委員の答弁で償還の時期を来年度の2月末と答弁を申し上げたのですが、ちょっと欄違いしまして3月末ということでした。大変申し訳ないですが訂正させていただきます。

○委員長（小西秀延君） ほかここでの質疑をお持ちの方いますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これで歳出が終わりました。ここで歳出全般について特に質疑漏れの方がおりましたらどうぞ。5番、松田謙吾委員。

○5番（松田謙吾君） 安達財政担当課長がわざわざ来て下さったので質問します。

125ページの（4）町有林更新事業の、これをご質問したいのですが、255万円の事業費なのですが、節のほうに羅列しているいろいろな計画しているのですが、7点ほど伺いたいと思います。

町有林事業、この事業に当たり255万円臨時として提案されていますが、この事業の考え方、それからこの立木、どのような立木なのか。言うなれば立木の年数、太さです。平均胸高直径までの高さの直径が130センチなのですが、どのような太さの気なのかというのが1つ。

それから委託先、誰に委託するのかこのこと1つ。

それからもう1つは、臨時作業員の賃金、収材業務委託料、木材運搬車両借上げ料の算出の根拠、どのような算出をしてこのようになったのか。

3つ目として需用費の消耗品とありますが、この需用費の消耗品とは何を示しているのか。

4つ目は燃料費の算出の方法、それから食糧費とあるのですが、どういう根拠でこの燃料費を出しているのか。

それから謝礼金、指導謝礼20万円なのですがこの根拠。

それから7つ目は林業機器購入補助金20万円とあるのですが、その補助の根拠とこの機種についてお聞きしたいと思います。

私はなぜこのような質問をするかということ、木材というのは調査をしてみて、それからいろいろな管理経費、それからいろいろなものを算出するのです。調査費がここではないのに今言った7点どうやって算出したのか。この根拠をお聞きしたいのです。

○委員長（小西秀延君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 町有林の更新事業のご質問であります。今回この町有林の更新事業をあげさせていただいたのは、5年ほど町有林について間伐等とかの事業をやっていなかったことがありまして、それで山地崩壊と風倒木とかの問題が生じておりました。その中で今回につきましては、前回の26年9月のときの雨の中の山地崩壊とかがありましたので、自然災害防止とか水源の維持を図るため今回はこの町有林の整備、町有林の維持管理を今改めてやらしてもらいたいということで予算を計上させていただいております。その中でどのような立木かということなのですが、一応今回計画しているところは石山地区については、トドマツの41年生ということで今調査しております。あと白老地区の町有林の間伐につきましては、ここは自衛隊の入り口の横の町有林

でございます。そこについては広葉樹林で大体 58 年生になるのでないかなということで今考えております。あと桜ヶ丘運動公園、公園敷地内につきましてはトドマツなどで大体 50 年から 74 年生になっているものと今考えております。環境衛生センターにつきましては年輪等は調べていないという状況でございます。この委託先ということでございますが、これはうちで臨時作業員を雇いましてその中で間伐をしていくという形でございます。その中で委託する部分につきましては二つあります。まずは森林調査ということで、どのような機器が本当にあるかどうかということで森林調査してもらおうということで、大体 10 万 8,000 円くらい考えております。

取材業務委託これにつきましては桜ヶ丘公園の間伐したものを集めて、今考えているのは栄高校の上のところの町有地に取材するというのを考えておまして、それをやっていただくための委託を今考えております。これについては大体見積もりでいけば 27 万円くらいかかるのではないかなというふうに考えております。

続きまして、先ほど言った臨時作業員につきましては 120 人分を今計上させていただいています。その中でうちとして石山とか町有林の間伐をやっていきたいなと考えております。

あと消耗品についてでございます。消耗品については集約する所のワイヤー代とか、あとはむろしんさんで植樹の寄附がありますのでそこについての看板とか、そういうものをちょっと今考えております。燃料費これにつきましては車両代でございます。その中で今考えているのは、桜ヶ丘のところでは取材するのですけれども、それに伴ってウインチつきの車を借りて上にあげるということを考えていますので、その車両の燃料と機械の燃料費ということで考えております。

あと食糧費につきましては、これにつきましては先ほどむろしんさんから寄附いただいたところの植樹について、町民の方も植樹をお手伝いしていただきたいということでの飲料水というか、それを今回計上させていただいたという形でございます。

謝礼金でございます。この謝礼金につきましては臨時作業員を雇うのですけれども、その安全指導ですとか、どういうふうの間伐してけばいいとかと指導してもらうために大体 20 回ほどの指導を今考えております。1 回 1 万円くらいということで考えております。

あと最後の負担金ということですが、補助金ということなのですけれども、これにつきましては刈払機とチェーンソー、あと切った木を集めるための仮設キット、ロープで這わせておいて切った木を運ぶと、そういうキットを買うものの 2 分の 1 の補助をしたいと今考えております。

○委員長（小西秀延君） 5 番、松田謙吾委員。

○5 番（松田謙吾君） 難しい話はいいし大体わかりました。

臨時作業員の賃金が 120 人 67 万 2,000 円といったら随分安いです。1 人 5,000 円くらいです。そしてこの指導員の謝礼が 1 日 1 万円で、作業員が 5,000 円というのは随分安い話だと思って。

それからもう一つはこの歳入のほうがないのです。これは相当な木が出ると思うので木の売却があると思うのですが、その辺はどのように見ているのかという点が 1 つ。

それから、なぜ私はこのような質問をするかという、きのうの同僚議員の質問の答弁で植樹をしないで天然更新を図るのだとこのようなことばがあったものだから私はこれが不思議でした。白老の町有林はたしか 690 ヘクタールあるのです。それから人口林が 173 ヘクタールあるの

です。それから天然林が 446 ヘクタールあるのです。これは私はずっとこのことで質問しているので頭の中に入っているのです。これだけあって人工林は 45 年から、ですからもう木は 45 歳になるのです。木というのは黙って放っておいても木は宝物なのです。年輪とって 1 年 1 年太くなってそして目回りがついてくるこれが木の財産なのです。そこからいくと私は今 255 万円でこの木を切って収入が一つもないからおかしいなと思ってそれで私は質問しているのですが、私は今白老のこの財政が大変厳しい中で、この厳しい度に町有林の材を 3 回も 4 回も売って助けられてきているのです。それから飴谷前町長が白老の 135 ヘクタールを 1,350 万円で売ってしまって私は随分怒ったのですが売ってしまった。これ 135 ヘクタールといたら札幌ドーム 93 杯分なのです。これだけのものを 1,350 万円、平米 10 円で売ってしまったのです。こういうことがあって私はこのようなことをずっと言ってきたのだけれども、私はやっぱりこれから白老の町有林は宝の山なのです。45 年に植えた 173 ヘクタールの天然林もあって、この財政蓄積効果も何億円とあるのです。それから 173 ヘクタールの町有林に 3 億円投入しているのです。それらをやっぱりこれから取り戻す時期に来たのです。ですから私はこの白老の大きな財産を軽々しく簡単に考えないでほしいし、これは白老のこれからまたまちを助ける財産ですから、私は慎重にただこのようなものだからただでいいとか、これは簡単に切るような話ではなく、私はそのためにきょう質問したのです。だから確かに岩崎課長はいなくなります。いなくなるけれどもこういうこときちっと後進に伝えて、財産をきちんと守って私はやってほしい。お金がかかった問題は私はきちっと支出に対して収入を得るような、やっぱり作業の仕方をしてほしい。これ以上言ってもどうにもならないので答弁はいいませんが、このために私は言ったのだから、町長、町有林のこれからの作業の仕方ということ、これでいいと町長はこれに印を押したわけです。そういう考え方でひとつ町長から一言答弁もらえればいいです。考え方。

○委員長（小西秀延君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） すいません。先ほどのお答えの中で臨時作業員についてですけども、120 名と言っていましたけれども 70 人でございます。単価的にやっぱり 9,600 円くらいの単価になるという形でございます。それとも一つ歳入はないのか、収入はないのかという話でございます。これにつきましては、想定ではある程度収入は見込んでおります。ただはっきりしていないものですから、それについてちょっと今回の予算の中に入れたい程度確定した段階で、それは補正の中で収入はみたいなと思っています。今のところこの収入については大体 200 万円くらいはできるのではないかとはいふには考えております。その辺はご理解をお願いいたします。

あと一つ、先ほど松田委員が言われたように町有林は町の財産だということでございます。それで、間伐していかないと本当に木がある程度いい材にならないものですから、それは今後間伐していきながら、木を大きくしてそれをある程度また売り払いするという形で考えておりますのでその辺はご理解お願いしたいと思っています。

○委員長（小西秀延君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 町有林、今自然林と人工林のお話もありました。町有林は白老町の財産だというふうに私も認識しております。今松田委員が言われたほど私も詳しくないものですからこれ

からまた勉強させていただきたいというふうに思うのですが、例えば大雨が降ったときにそれを町民を守るという保全の役割も町有林がしているというふうに認識しておりますし、そのためにまた人工林とかで環境も含めて、安全対策を行ってきたというふうに私も思っております。ただ、むやみに自然の流れで木をはやす、そのままにするのではなくて今担当課長が言っていたように間伐を入れながら、きちんとした管理をしていかなければならないという意識しておりますので、この辺もしっかりと確認をしながら進めさせていただきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 5番、松田謙吾委員。

○5番（松田謙吾君） この機械・機器の補助というのがあります。これは私はおかしいと思っ
ているのです。誰に補助をするのですか。臨時職員に補助するのですか。臨時の人たちはみんな使っ
て働くわけです。誰に補助をするのですか。だから私はこのような仕事をするとき、これは雇用
をつくるという一つの目的もあるのだらうと思います。70人も使うわけだから、でもこの30万円
の機器を買って誰が管理するのか。補助というから補助なのです。くれてやるのです。だれにけれ
るのですか。これだけはやめた方がいい。補助しないほうがいいです。そして作業員も、作業する
人たちは来るのはプロだから、年がいてもプロ。チェーンソーも1台や2台は持っている。
それから草刈り機の1台や2台持っている人ばかり来るのです。70人もいたらそういう人ばかりが
来るはずですよ。ですからやっぱりこの30万円は削除したほうがいいですよ。どうですかその考え
方は。

○委員長（小西秀延君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） ここの補助金のごとでございます。これにつきましてはもう一つの林
務の予算のほうで森林・山村多面的機能発揮対策推進事業とということで、言ってしまうと森林所
有者とか地域住民の方が、近くの里山とか周りの山の整備をしていくということで、今町内に6団
体のそういう形でやっている方がございます。そこにつきましては半分は国のほうでそういう機械に
ついて国のほうで補助していただけるのですけれども、残りのものについてちょっと金額も張るも
のですから、町のほうで補助したいということで今回2分の1だけ計上させていただいているので
何とかご理解いただきたいと思っております。

○委員長（小西秀延君） 5番、松田謙吾委員。

○5番（松田謙吾君） そうでしたら、これは土木課の予算に載っていればいいのです。土木課も
いろいろ使うのだから、これ働く臨時職員に管理のしようがないです。これはやっぱりどうしても
買うのなら土木課で持っていたらいいのではないですか。それくらいの臨機を利かせてください。

○委員長（小西秀延君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） これにつきましては、委員の言われるとおりのそれぞれの団体でそれを
全部持つということではないこととなりますので、それはちょっと今いっている6団体と協議しな
がら検討したいと思っております。

○委員長（小西秀延君） ほか質疑漏れの方いらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これにて歳出は全て終了いたしました。

◎散会の宣言

○委員長（小西秀延君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ散会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 異議なしと認めます。

よって本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日19日の委員会は午前10時より開催いたしますので、ご承知願います。

（午後 4時43分）